

令和6年度

包括外部監査の結果報告書

(子ども・子育て支援施策に係る事務の執行について)

八尾市包括外部監査人

公認会計士 奥谷 恭子

目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】 外部監査の種類	1
【2】 選定した特定の事件	1
【3】 特定の事件を選定した理由	1
【4】 監査対象部署	2
【5】 包括外部監査の方法	2
【6】 包括外部監査人補助者	3
【7】 包括外部監査実施期間	3
【8】 利害関係	3
【9】 略称等	3
第2 監査対象の概要	4
【1】 市の概況	4
【2】 八尾市第6次総合計画の概要	7
【3】 八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）の概要	14
【4】 市の子ども・子育て支援体制の概要	16
【5】 監査対象事業	19
第3 監査の結果及び意見	20
【1】 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	20
【2】 全体計画と個別事業の評価及び個別の事業執行に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	21
第4 全体計画と個別事業の評価について	24
【1】 こどもいきいき未来計画	24
【2】 個別の事務執行における共通の課題	26
第5 個別の事業執行について	27
【1】 ママ・サポート事業	27
【2】 ファミリー・サポート・センター事業	32
【3】 つどいの広場事業	39
【4】 地域子育て支援センター事業	45
【5】 地域子育てつながりセンター事業	50
【6】 成長手帳の配布	54
【7】 「人権を大切に作る心を育てる」保育推進事業	58
【8】 公立認定こども園運営事業	61
【9】 認定こども園等保健会事務局事務	80
【10】 認定こども園等整備計画推進事業	84
【11】 私立認定こども園等運営費補助事業	88
【12】 保育士確保支援事業	93
【13】 施設型給付・指導事業	98
【14】 幼児教育・保育の無償化対応事務	102
【15】 病児保育事業	106
【16】 障がい児保育支援事業（私立認定こども園等）	114
第6 おわりに	116

第1 包括外部監査の概要

【1】 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

【2】 選定した特定の事件

1. 包括外部監査の対象

子ども・子育て支援施策に係る事務の執行について

2. 包括外部監査対象期間

原則として、令和5年度を監査対象期間とし、必要に応じて監査作業実施時点における令和6年度の状況及び令和4年度以前も含めた。

【3】 特定の事件を選定した理由

近年、共働き世帯の増加による保育ニーズの高まりや地域のつながりの希薄化、子どもへの虐待や子どもの貧困など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、対処すべき課題が多様化・複雑化している。そのような環境において、国は「こどもまんなか社会」の実現のため、令和5年4月には「こども基本法」の施行や「こども家庭庁」の新設、同年12月にはこども基本法に基づき「こども大綱」が閣議決定されるなど、子どもや子育て支援施策に関する取り組みの重要性が認識されているところである。

八尾市は、「八尾市第6次総合計画」において、八尾市の将来都市像を「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾」と掲げ、6つのまちづくりの目標と34の施策を策定しており、その中で目標1「未来への育ちを誰もが実感できるまち」において、次代を担う子どもが健やかに育ち、社会で活躍することは、八尾市の成長につながるとして、「切れ目のない子育て支援の推進」や「就学前教育・保育の充実」などの施策を実施している。

また、平成29年5月に「八尾市子どもの未来応援推進プラン」を策定し、社会全体で子どもたちを支える支援体制の構築を進めるとともに、様々な課題に柔軟に対応するため、令和2年3月には「八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）」

を策定するなど、さらなる施策の充実を図っており、これらの取り組みが一体として機能し、効果的な事業として成果が上がっているかについては、市民の関心も高いものと考えられる。

以上から、子ども・子育て支援施策に係る事務の執行について検討することは重要であり、令和6年度の包括外部監査のテーマとして有意義であると判断しテーマとして選定した。

【4】 監査対象部署

こども若者部

【5】 包括外部監査の方法

1. 監査の視点

- ① 対象とした事務事業は関連諸法令・諸規程に基づき適切に行われているか。
- ② 対象とした事務事業は効果的かつ効率的に行われているか。
- ③ 関連施設の運営・維持管理は適切に行われているか。
- ④ 市民の利便性の確保、公民での役割分担や連携が適切かつ十分に行われているか。
- ⑤ 各種業務について適切な評価が行われ、適時に見直しが行われているか。
- ⑥ 業務や施策に関する情報が市民にわかりやすく提供されているか。

2. 監査の方法

- ① 監査対象の事業に関する事務の執行に関連する法令、条例、規則等を確認する。
- ② 監査対象の事業に関する事務の執行に関連する資料の閲覧、担当者への質問等を実施する。
- ③ その他監査人が必要と認めた監査手続を実施する。

【6】 包括外部監査人補助者

宮本 豪 (公認会計士)
河野 将之 (公認会計士)
小池 (宗村) 絢子 (公認会計士)
松田 章汰 (公認会計士)
左近 裕一 (公認会計士)
柿平 宏明 (弁護士)
森垣 文裕 (行政実務経験者)

【7】 包括外部監査実施期間

令和6年7月1日から令和7年2月6日までの期間で監査を実施した。

【8】 利害関係

市と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により定める利害関係はない。

【9】 略称等

1. 報告書中の元号の表記

報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S50年＝昭和50年
H	平成	H30年＝平成30年
R	令和	R5年＝令和5年

2. 報告書中の数値・金額

報告書中の数値・金額は、市から監査人に提示のあった資料、ホームページ掲載の資料等を基に記載したものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

3. 端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

【1】市の概況

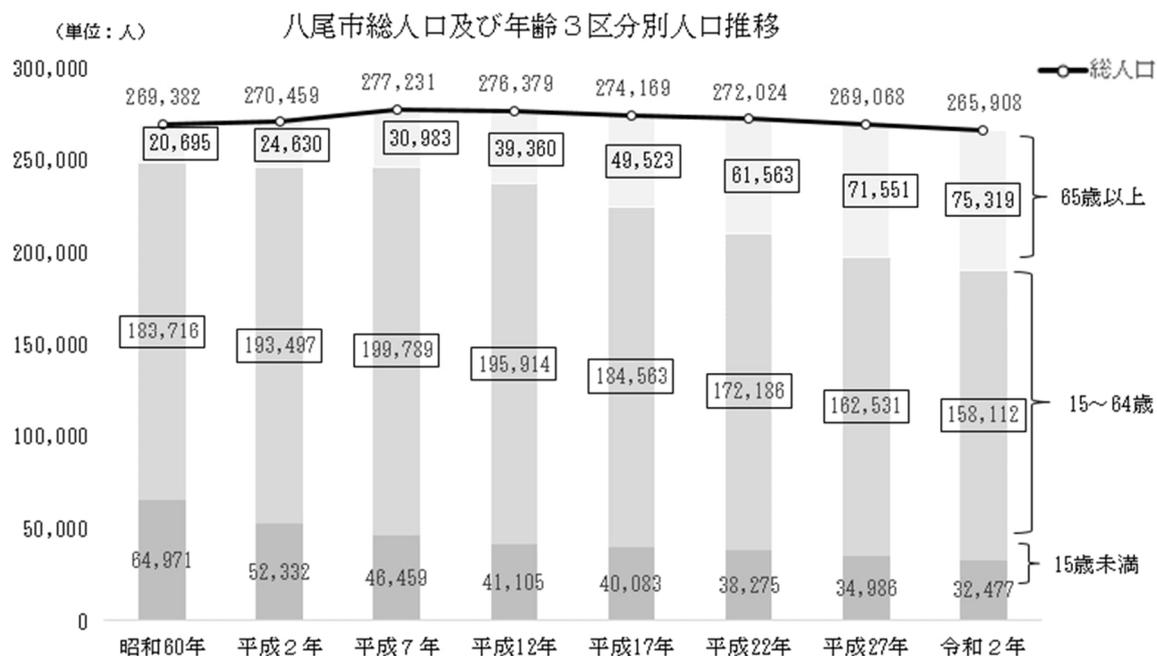
八尾市の「子ども・子育て支援施策に係る事務の執行」を監査するにあたり、まず、市の人口、財政の状況を紹介します。

1. 人口

(1) 八尾市の人口推移

市の総人口は平成7年をピークに減少している。

市の年齢区分別に見ると、年少人口（15歳未満人口）は昭和60年から減少し、生産年齢人口（15歳から64歳人口）は平成7年をピークに減少している一方で、老年人口（65歳以上人口）は昭和60年以降増加の一途をたどり、少子高齢化の傾向が見られる。

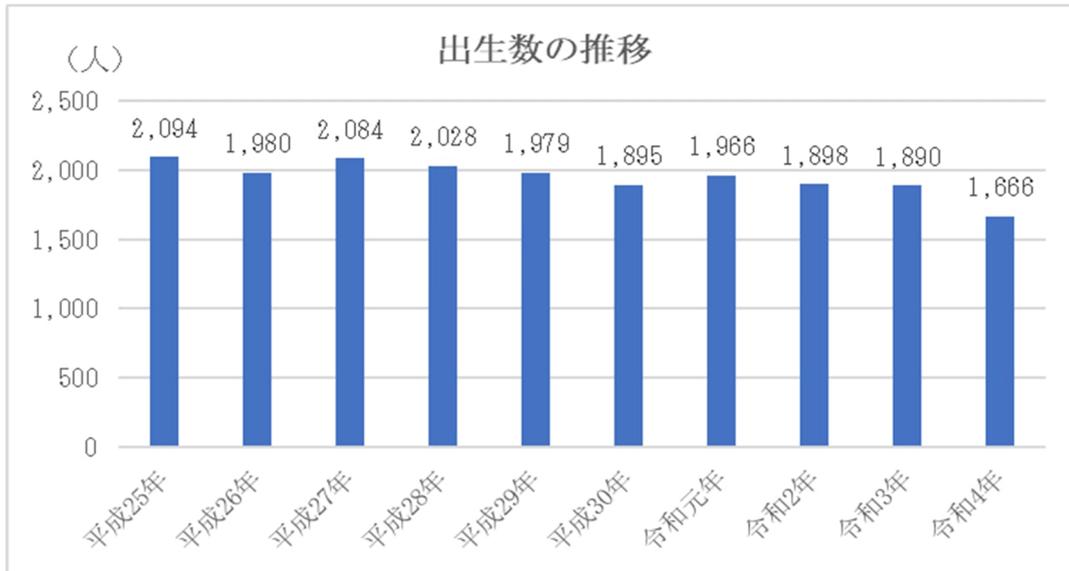


※ 平成2年までは総人口各区分ともに外国人登録人口含まず

（出典：市提供資料より監査人が作成）

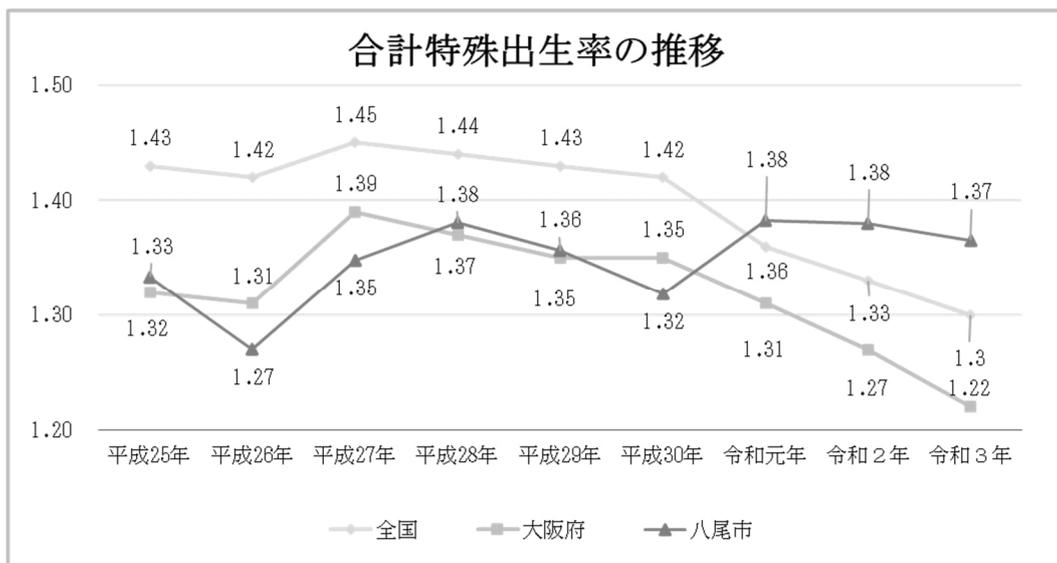
(2) 少子化の進行状況

「八尾市統計書」によると、市の出生数は、平成28年（2016年）までは2,000人を超える水準にあったが、平成29年（2017年）以降は減少傾向にあり、令和4年（2022年）には1,666人となっている。



(出典：八尾市統計書より監査人が作成)

「八尾市統計書」によると、平成30年（2018年）以降は全国及び大阪府が減少傾向であるのに対して、八尾市の合計特殊出生率は令和元年に増加した後、横ばいの傾向であり、令和3年（2021年）時点で全国の1.3と比較すると0.07ポイント高い水準となっている。

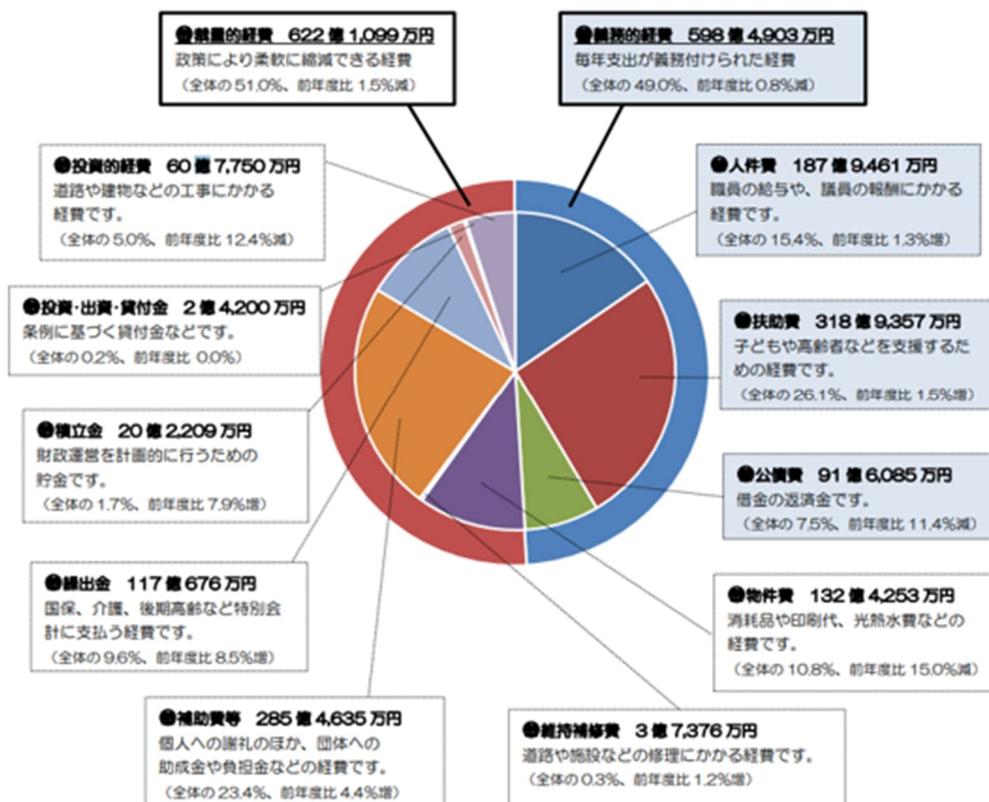


(出典：第2期八尾市人口ビジョン・総合戦略及び八尾市統計書、人口動態調査より監査人が作成)

2. 市の財政の状況

市の令和5年度の一般会計決算において、歳入は1,223億687万円、歳出は1,220億6,002万円であった。歳出決算の性質別経費内訳は、下記の円グラフでわかるとおり、制度的に支出が義務付けられている義務的経費のうち、社会保障関係経費を含む扶助費は歳出全体の26.1%と最も高い割合を占めている。この扶助費には、児童手当、生活保護、保育所・認定子ども園などの運営、医療費の援助など、主に福祉や医療に必要な費用が含まれる。

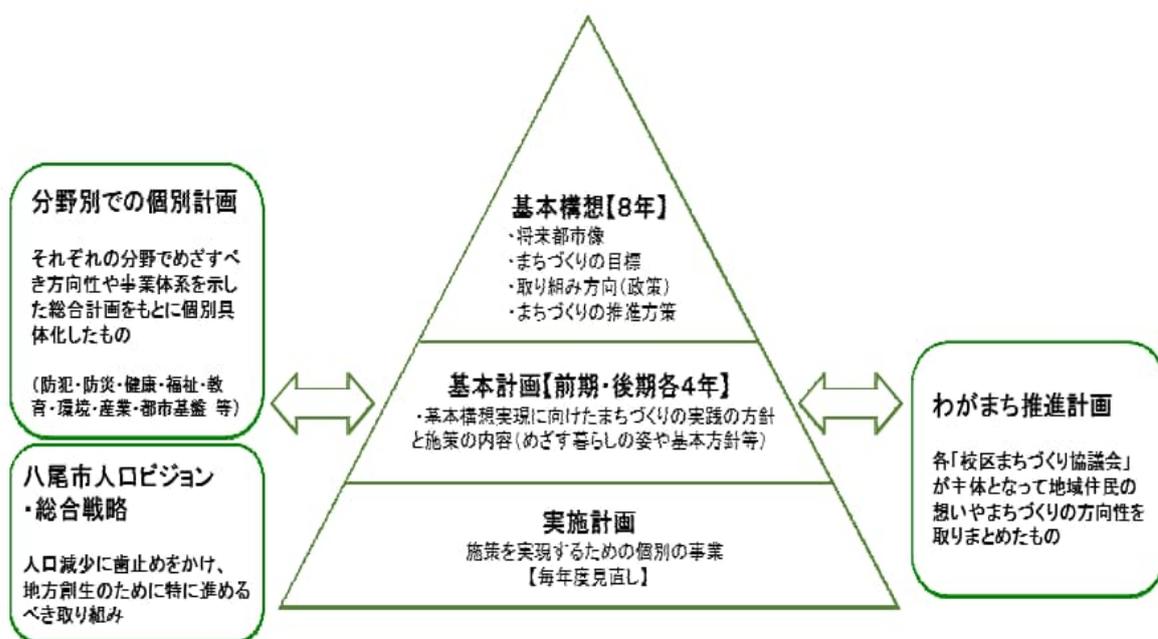
【歳出決算の内訳（性質別）】



(出典：わかりやすい財政公表～八尾市のお金の使いみち～ 令和5年度決算)

【2】 八尾市第6次総合計画の概要

市は、まちづくりの基本的な指針として、八尾市第6次総合計画「八尾新時代しあわせ成長プラン」を策定している。この総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成されている。



【八尾市第6次総合計画の構成】

(出典：市ホームページ)

1. 基本構想

令和3年度から令和10年度までの8年間の市の将来都市像とそれを実現するためのまちづくりの目標を示すとともに、目標の取り組み方向(政策)とまちづくりの推進方策を示すものである。第5次総合計画では期間を10年間としていたが、時代の変化に迅速に対応するため、本計画では基本構想の期間を8年間としている。

将来都市像の実現に向け、基本構想において、市民の日常生活の場面とライフステージという視点から、市民のしあわせが実現するための6つのまちづくりの目標及び目標に向けた取り組み方向を政策として表している。

以下、6つのまちづくりの目標及び目標に向けた取り組み方向について、八尾市第6次総合計画の一部を抜粋し、紹介する。



目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち

すべての子どもや若者が様々な状況に合わせた切れ目のない支援を受けながら、人の温かさの中で育ち、周囲の大人も互いに成長できているという喜びによりしあわせを感じられる、「未来への育ちを誰もが実感できるまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策1)

次代を担う子どもが健やかに育ち、社会で活躍することは、八尾の成長につながります。また、保護者や周囲の大人が家庭・学校・地域で子どもや若者の成長と触れ合い、その育ちを地域で見守ることから様々なことを学び、自らの成長にもつながります。

そのために、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちがいきいきとともに学び育ち、地域全体で子どもや若者が見守られているという環境を市が責任をもってつくっていきます。



目標2 もしもの時への備えがあるまち

危機に直面した場合にも、ともに支えあえる温かい地域コミュニティの中で、いざという時は様々な資源を使いながら、困っているすべての人に支援の手が届き、しあわせを感じられる、「もしもの時への備えがあるまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策2)

安全安心なまちで健康に暮らし、いきいきと働き、事業を営み、活動したいと多くの市民が願うなか、犯罪や自然災害、事件・事故、病気や失業など様々なリスクがあり、その発生リスクの低下や被害の軽減、また回復に向けた対応力を強化する必要があります。

そのために、災害・犯罪、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染等による市民の生命・健康の危機、経済的困窮、引きこもり、孤立等の生活課題への対応を充実し、医療や福祉サービスを提供し、都市基盤や公共施設の安全性を維持するとともに、行政と市民の協働や国・大阪府・市町村と広域的な連携を図ります。また、地域社会においては防災や健康づくり、介護予防への取り組みなど社会と関わるなかで自立した生活を送り、万一の際に備えて様々な危機を乗り越えることができる環境をつくっていきます。





目標3 世界に魅力が広がるまち

八尾の魅力が広く知られ、あらゆる人材や企業が活発に活動し、自らが関わっている八尾が活気にあふれ、注目される誇らしさによりしあわせを感じられる、「世界に魅力が広がるまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策3)

八尾の企業や働く人の技術・活動・社会貢献が注目されると、人材の確保や企業の誘致など新たな流れを生み出すきっかけとなります。また、八尾の魅力が国内はもとより世界に広がることで、国内外から八尾を訪れてみたい、八尾に関わってみたいという個人や企業・団体が増え、市民であることの誇りやまちへの愛着の高まりにつながります。

そのために、高安山をはじめとする豊かな自然環境、由義寺跡^{ゆぎでら}等の歴史資産^{りきしさん}、河内音頭等の伝統文化や工業地、農地、八尾空港等様々な地域資源を活かし、都市景観の維持保全だけでなく、新たな魅力づくりに向けた活用や多様な魅力の戦略的な発信を進めます。それにより、八尾のイメージを確立し、高めるとともに、地域経済を活性化し、魅力ある都市づくりを推進することで、産業集積の維持発展を図り、八尾に関わりたいという個人や企業・団体をさらに増やし、にぎわいのある環境をつくっていきます。



目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち

「暮らしたい」「暮らし続けたい」まち八尾で住み続ける喜びと、市民自らが環境に対し取り組みを行うことで得られる充実感によりしあわせを感じられる、「日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策4)

住まいが安全で快適であり、また誰もが外出しやすく、働く場所も近いと、「八尾に暮らしたい」と思うきっかけにつながります。また、市民一人ひとりが暮らし、働くなど身近な活動の中で環境負荷を軽減しようと取り組むことは、地球環境の保全にもつながります。

そのために、耐震性が向上した良質な住まいの増加や、誰もが円滑に移動できる交通ネットワークの充実や安全で快適な都市基盤の整備と維持管理、また良好な生活環境の確保を行うことにより、八尾に暮らし続けたいという人を増やしていきます。





目標5 つながりを作り育て自分らしさを大切にしようまち

お互いの人権を大切に、人と人とのつながりを作り育て、自分らしく活動し、自己実現ができているという喜びによりしあわせを感じられる、「つながりを作り育て自分らしさを大切にしようまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策5)

誰もが生涯にわたって学び、地域活動や趣味・余暇を楽しみながら豊かな人間性を自ら育むとともに、自ら得た知識や経験を社会に還元することは、周りの人々の知識向上だけでなく、共につながり、しあわせを感じるきっかけとなります。このような人と人とのつながりを作り育てていくためには、その前提として、社会的身分・人種・民族・信条・性・年齢・障がいの有無などにかかわらず、お互いを尊重し認め合う必要があります。



そのために、一人ひとりの人権が尊重され、多様な文化を互いに認め合い、平和を願いながら、地域社会の中で活躍できる環境をつくっていきます。



目標6 みんなの力でともにつくる持続可能なまち

これまでまちづくりに参加したことのない多様な立場の市民もまちづくりに参画し、知恵を出し合い、適切な役割分担のもと公民が連携し協働しながら、八尾のまちづくりが持続可能で成長しているという確信によりしあわせを感じられる、「みんなの力でともにつくる持続可能なまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策6)

本市を取り巻く社会経済情勢の急激な変化の中で、市民生活の課題は多様化・複雑化しており、加えて厳しい財政状況の下、課題解決に向けた取り組みを行う際にも最少経費で最大効果を発揮できるようにする必要があります。



そのために、効率的で効果的な行財政運営はもちろんのこと、新たな財源確保や国・大阪府・近隣自治体との広域行政の推進、公民連携などあらゆる担い手によるまちづくりを進めていくことにより、今後のまちの継続的な発展につなげます。

(出典：八尾市第6次総合計画)

2. 基本計画

基本計画は、基本構想期間の8年間で前期・後期の各4年間に分け、基本構想実現に向けたまちづくりの実践の方針やその内容を示すものとして策定し、推進される。

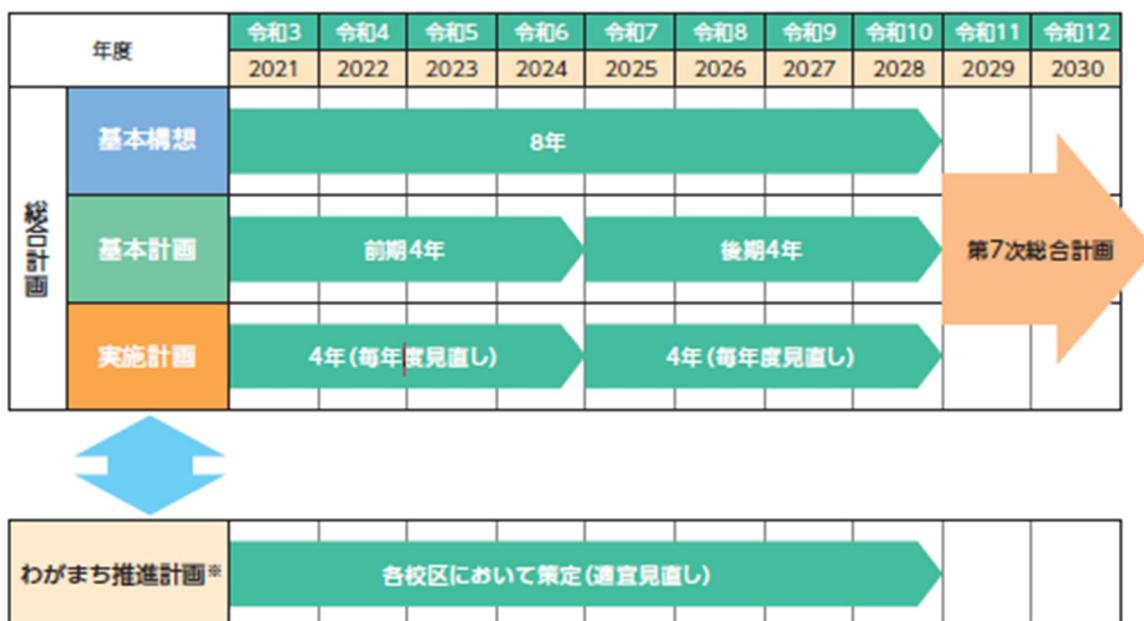


図8 総合計画の期間

(出典：八尾市第6次総合計画)

基本計画では、「横断的な視点によるまちづくり」において実践における方針や施策の体系とその取り組みの内容、また「共創と共生の地域づくり」において地域のまちづくりを市で進めていくにあたっての実践の方針と実践の内容を掲げている。

基本計画については施策の基本方針に沿って取り組みができたかを経年実績を積み重ねて評価し、横断的な施策展開を図ることができたかどうかをまちづくりの目標の視点でも評価することとしている。また、校区まちづくり協議会が主体となって地域住民の想いやまちづくりの方向性を取りまとめた「わがまち推進計画」を参照しながら、総合計画に基づき市民とともに地域のまちづくりを行っている。

なお、令和7年度から始まる後期基本計画は、社会経済情勢の変化等に伴う新たな課題や基本計画の評価（基本方針に基づく取り組みの成果と課題等）などを踏まえ、現在、策定が進められている。

3. 実施計画

「基本計画」に基づき実施する具体的事業については、「実施計画」を策定し実施している。令和5年度の実実施計画は、令和5年度及び令和6年度の2年間を計画期間とした第3期実施計画において策定されている。

第3期実施計画では、基本計画において定める各施策の「めざす暮らしの姿」を実現するため、各施策の「基本方針」を踏まえながら、令和5年度に特に注力する点を施策推進の基本的な方向性として明らかにし、それに則した具体的な取り組み内容を実施計画期間における個別の事業計画として示している。

さらに「めざす暮らしの姿」の実現にあたっての課題解決に向けた達成度などを定量的に計ること、また、まちづくりの現状を市民と共有する際の重要な物差しとすることを目的として施策ごとに指標を設定している。

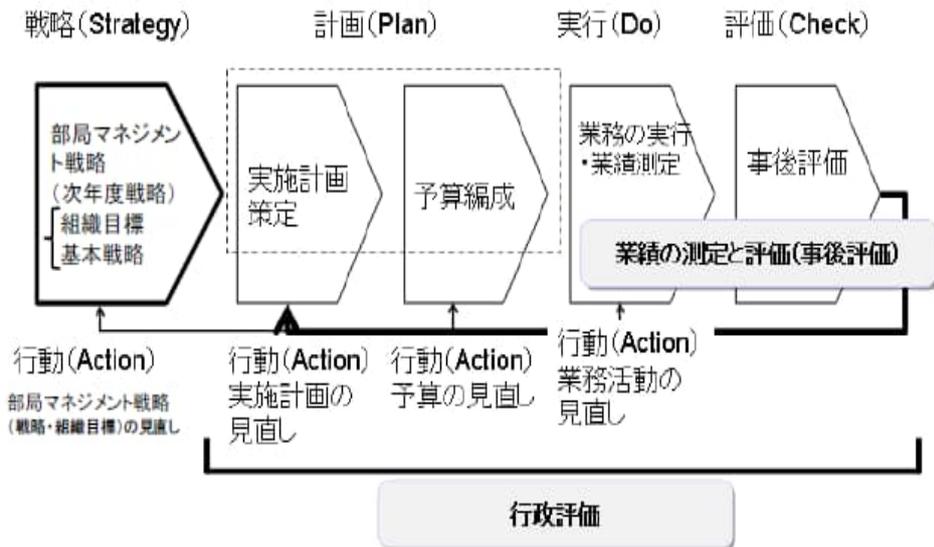
なお、施策内体系のどの内容に優先的に力を入れるべきか、戦略的な政策議論を強化する観点から、毎年度見直しを行い、基本計画の着実な実現に向け取り組んでいくこととされている。

【実施計画の推進について】

市では、財源やマンパワーなどの行政資源を計画的・効果的に最大限活用し、市民が必要とする行政サービスが的確に提供される持続可能な行政経営を行うため、「部局マネジメント戦略」の設定という次年度の組織戦略を定める取り組みを起点として、実施計画策定と予算編成を行い、次年度の資源配分の最適化を図る手法を採用している。さらに、実施計画、予算が確定し、施策展開を図る実施年度の段階には、当年度の「部局マネジメント戦略」を確定し、組織を挙げて、着実な総合計画の推進を図っている。

第3期実施計画においても本手法により庁内横断的な検討を重ね、策定を行い、事後評価を進める下記に示す行政経営の流れにより、PDCA サイクルを回している。なお、令和5年度の実績については、令和6年秋に「第3期実施計画施策実績書」として公表されている。

■ 部局マネジメント戦略と行政評価の関係



【3】八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）の概要

市は、総合計画における目標である「子どもや若い世代の未来が広がる八尾」の実現に向けて、子ども施策の方向性や具体的な取り組み等を定めるために、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を計画期間とする「八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）」を令和元年度に策定した。本計画は、上位計画である八尾市総合計画や、関連する分野別計画等と整合性を図りながら策定されている。

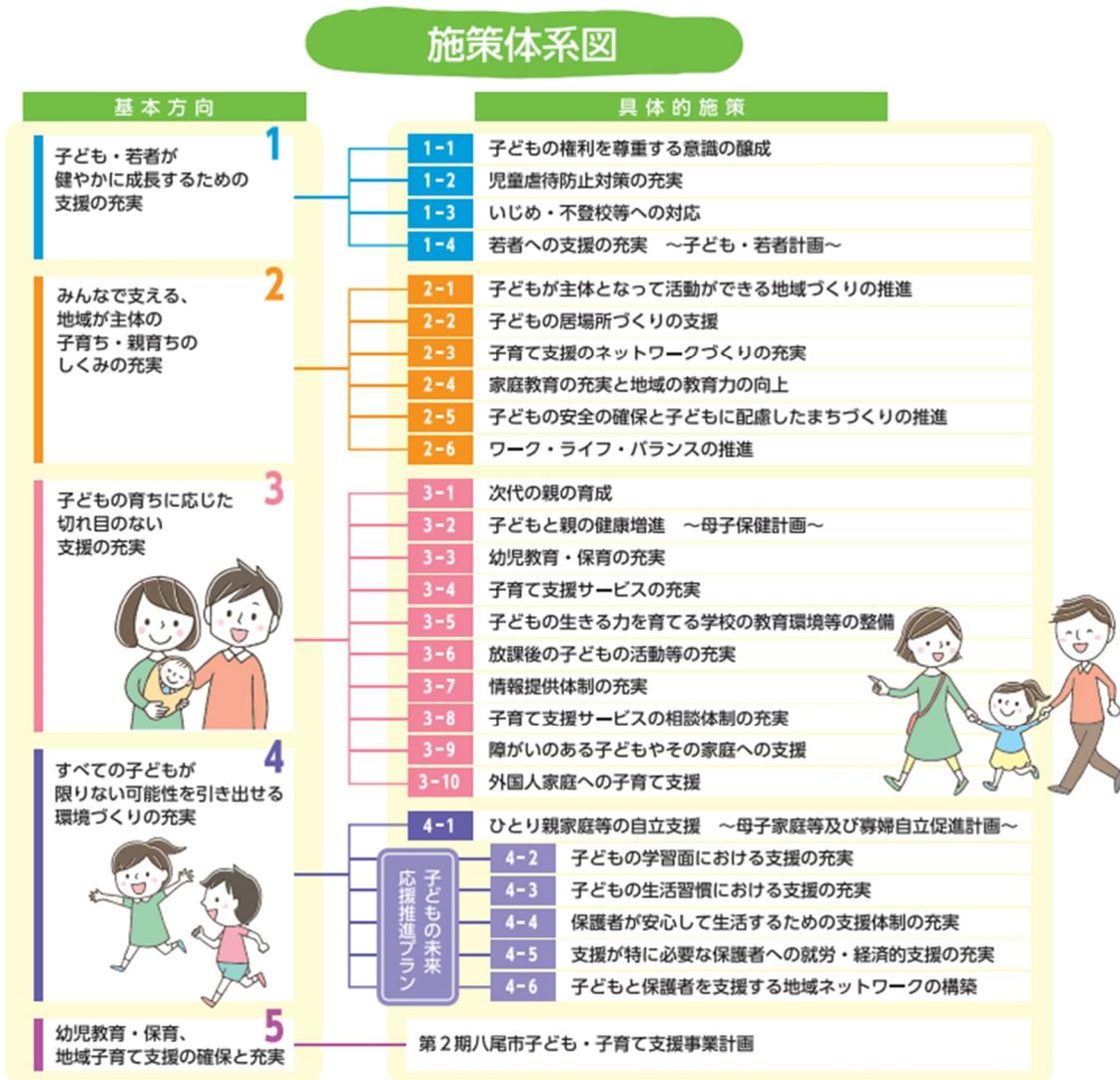
また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に規定する「市町村行動計画」や、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」などとして位置づけられている。

計画の位置づけ



(出典：八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）)

本計画は、「みんなでつくる子どもの未来と幸せ」を基本理念とし、以下の5つの基本方向を掲げ、多様な施策を展開している。



(出典：八尾市こどもいきいき未来計画（後期計画）)

【4】市の子ども・子育て支援体制の概要

1. こども若者部の組織

市の子ども・子育て支援施策に係る事務（令和5年度（2023年度）時点）は、こども若者部が所管しており、こども若者政策課、こども総合支援課、こども施設運営課、保育・こども園課から構成されている。

なお、市は、令和6年（2024年）4月1日に一部行政機構を再編しており、子ども・子育て支援体制に関しては、従来市長直轄にていじめへの相談及び対応に関する事務を担当していた「いじめから子どもを守る課」と「こども総合支援課」が、いじめ相談なども含めた子ども・子育ての相談支援全般を担う「こども・いじめ何でも相談課」と在宅子育て支援と母子保健を担う「こども健康課」として再編された。2課により運営されるこども総合支援センター「ほっぷ」は、児童福祉法の改正により新たに位置づけられた「市町村こども家庭センター」として、より総合的に多様な対応を可能とする組織体制に再編・強化することを目的としている。

再編前と再編後の関係を表すと以下のとおりである。

【八尾市行政機構新・旧比較表】

令和5年度	令和6年度
<p>いじめから子どもを守る課</p> <p>1課1係</p>	<p>変更部分等</p>
<p>こども若者部</p> <ul style="list-style-type: none"> こども若者政策課 <ul style="list-style-type: none"> こども若者政策係(担当制) こども育成係(担当制) こども総合支援課 <ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援係(担当制) こども相談係(担当制) こども施設運営課 <ul style="list-style-type: none"> 施設運営係(担当制) 放課後児童育成室(担当制) 認定こども園 医療型児童発達支援センター 保育・こども園課 <ul style="list-style-type: none"> 給付管理係 認定入所係(担当制) <p>1部4課1室7係</p>	<p>こども若者部</p> <ul style="list-style-type: none"> こども若者政策課 <ul style="list-style-type: none"> こども若者政策係(担当制) こども育成係(担当制) こども・いじめ何でも相談課 <ul style="list-style-type: none"> こども相談係(担当制) 児童発達支援センター こども健康課 <ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援係(担当制) 母子保健係(担当制) こども施設運営課 <ul style="list-style-type: none"> 施設運営係(担当制) 放課後児童育成室(担当制) 認定こども園 保育・こども園課 <ul style="list-style-type: none"> 給付管理係 認定入所係(担当制) <p>1部5課1室8係</p>

(出典：市提供資料)

2. 各課の業務内容

令和6年度の各課の主な業務内容は、次のとおりである。

(1) こども若者政策課

こども若者政策課は、こども若者政策係、こども育成係の2係で構成されている。

こども若者政策係は、部内の連絡調整及び予算の調整等の事務のほか、八尾市次世代育成支援行動計画（八尾市こどもいきいき未来計画）の推進やこども・若者施策の推進に関する事務、はたちのつどい、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づくひとり親家庭の自立支援等を担当している。

こども育成係は、児童手当・児童扶養手当に関する認定給付事務、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付事務、特別児童扶養手当に関する申請受理事務、ひとり親家庭・子どもの医療費の助成事務、未熟児養育医療の給付事務等を担当している。

(2) こども・いじめ何でも相談課

こども・いじめ何でも相談課は、こども相談係、児童発達支援第1センターから構成されている。

こども相談係は、子ども総合相談窓口に関する事務、児童の家庭及び発達相談、いじめ及び児童虐待防止対策、こども総合支援センターの運営、市立児童発達支援第2センターに関する事務等を行っている。

市立児童発達支援第1センターには、上肢、下肢、体幹等に障がいのある児童が日々保護者とともに通所し、専門的な療育（リハビリテーション、保育）を受けている。また、発達の遅れ、発達が気になる子どもに対しても、機能訓練やあそびを通して発達を支援するとともに、保護者からの発達や福祉に関する相談を受けている。

(3) こども健康課

こども健康課は、地域子育て支援係、母子保健係から構成されている。

地域子育て支援係は、子育て情報発信及び子育て世代交流の促進に関する事務、地域子育て支援拠点に関する事務、産後ケア事業等を行っている。

母子保健係は、母子に対する訪問相談及び健康教育、乳幼児に対する健康診査及び育成指導、不育症治療の医療費助成、助産の相談支援及び申請に関する事務等を行っている。

(4) こども施設運営課

こども施設運営課は、施設運営係、市立認定こども園及び放課後児童育成室から構成されている。

施設運営係は、市立認定こども園との連絡調整、市立認定こども園の施設整備、予算執行管理、教育・保育計画、障がい児保育、給食関係及び保健衛生等の指導、研修に関する事務等を行っている。

放課後児童育成室は、小学校施設等を利用して、保護者が放課後等に不在状況にある児童を対象とする放課後児童室を開設し、児童の健全な育成を図っている。

(5) 保育・こども園課

保育・こども園課は、給付管理係、認定入所係の2係で構成されている。

給付管理係は、私立認定こども園等への施設型給付費の支給、運営にかかる助成や指導・調整、特定教育・保育施設等及び特定子ども・子育て支援施設等の確認業務、私立幼稚園に就園する幼児に係る施設等利用費の支給事務を担当している。

認定入所係は、子ども・子育て支援法に基づく支給認定、保育所及び認定こども園への利用調整並びに保育料の決定及び徴収業務を担当している。

【5】 監査対象事業

監査の対象とする事業は、子ども・子育て支援施策に係る事務を所管するこども若者部が実施している事務事業のうち、以下の事業を検討した。

施策	事務事業名	担当部署（※）
（施策1）切れ目のない子育て支援の推進		
1	ママ・サポート事業	こども健康課
2	ファミリー・サポート・センター事業	こども健康課
3	つどいの広場事業	こども健康課
4	地域子育て支援センター事業	こども健康課
5	地域子育てつながりセンター事業	こども健康課
6	成長手帳の配布	こども施設運営課
（施策2）就学前教育・保育の充実		
7	「人権を大切に作る心を育てる」保育推進事業	こども施設運営課
8	公立認定こども園運営事業	こども施設運営課
9	認定こども園等保健会事務局事務	こども施設運営課
10	認定こども園等整備計画推進事業	保育・こども園課
11	私立認定こども園等運営費補助事業	保育・こども園課
12	保育士確保支援事業	保育・こども園課
13	施設型給付・指導事業	保育・こども園課
14	幼児教育・保育の無償化対応事務	保育・こども園課
15	病児保育事業	保育・こども園課
16	障がい児保育支援事業（私立認定こども園等）	保育・こども園課

（※）上記担当部署名は、令和6年度行政機構再編後の名称としている。

なお、監査対象を選定するにあたっては、妊娠・出産から小学校入学までの子どもとその保護者の支援について重点をおいて監査するべく、八尾市第6次総合計画において定めている施策のうち、（施策1）切れ目のない子育て支援の推進と、（施策2）就学前教育・保育の充実において実施している事業に監査対象を限定し、また市の一般財源が多く投入されているかどうかを勘案した。

また、上記の選定の結果ヒアリング対象部署となったこども健康課、こども施設運営課、保育・こども園課に加え、各事業を行う上での基礎となる「こどもいきいき未来計画」の推進、進捗状況を確認するこども若者政策課、こども健康課とともにこども総合支援センターを運営し、子どもや子育てに関する相談に総合的に対応しているこども・いじめ何でも相談課についても全体計画と個別事業との関係や進捗管理等を確認した。

第3 監査の結果及び意見

【1】 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

1. 監査の結果及び意見の記載方法

監査の結果及び意見であることを明確にするために、項目の見出しに（結果）又は（意見）と記載している。

（結果）については、「事実」と「結果」に区分して、「事実」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「結果」には、財務に関する事務の執行に関する合规性（適法性、正当性）から是正すべき事項を記載している。

（意見）についても、「事実」と「意見」に区分して、「事実」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「意見」には、合规性、有効性、効率性及び経済性の観点から市に参考となる提言等、監査人の意見を記載している。

なお、監査の結果又は意見には該当しないが、市に対する留意事項、市民等に対する情報提供の観点から重要と判断した事項については（結果）又は（意見）の文言は付さずに内容を記載している。

2. 監査の結果及び意見の件数

監査の結果及び意見の件数は、以下のとおりである。

項目	結果	意見
全体計画と個別事業の評価に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	0件	1件
個別の事業執行に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	6件	29件

【2】 全体計画と個別事業の評価及び個別の事業執行に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

全体計画と個別事業の評価及び個別の事業執行に係る監査の結果及び意見の概要は、以下のとおりである。

事業名（結果・意見の概要）		頁
全体計画と個別事業の評価について		
①（意見1）「こどもいきいき未来計画（後期計画）」の各施策における指標の目標値設定について		25
個別の事業執行について		
1 ママ・サポート事業		
①（意見2）事業継続に係る検討の必要性について		30
2 ファミリー・サポート・センター事業		
①（意見3）委託先の見直し、事業継続に係る検討の必要性について		37
3 つどいの広場事業		
①（意見4）各委託先からの提出物のデータ化推進と提出物の見直しについて		42
②（意見5）各委託先からの報告様式の改善について		42
③（意見6）委託先の評価項目の改善について		43
4 地域子育て支援センター事業		
意見なし		-
5 地域子育てつながりセンター事業		
意見なし		-
6 成長手帳の配布		
①（意見7）八尾っ子・せいちょうぶっくの発注数について		56
②（意見8）八尾っ子・せいちょうぶっくの内容の見直しについて		57
③（意見9）八尾っ子・せいちょうぶっくに記載されている統計資料について		57

事業名（結果・意見の概要）		頁
7	「人権を大切に育てる」保育推進事業	
	①（意見 10）業績評価指標の設定について	60
8	公立認定こども園運営事業	
	①（意見 11）業績評価指標の見直しについて	63
	②（結果 1）業務完了届の日付について	64
	③（意見 12）委託業務に係る履行確認について	65
	④（結果 2）随意契約の公表について	67
	⑤（意見 13）労働者派遣による保育教諭業務委託契約の入札方法について	68
	⑥（結果 3）業務完了届の事業者名について	69
	⑦（結果 4）現物のない備品について	70
	⑧（結果 5）保育所から引き継いだ備品について	71
	⑨（結果 6）公印の未処分について	72
	⑩（意見 14）備品シールについて	73
	⑪（意見 15）備品台帳のロケーション管理について	74
	⑫（意見 16）備品管理体制について	75
	⑬（意見 17）施設の老朽化について	77
	⑭（意見 18）調理員の労働環境について	78
9	認定こども園等保健会事務局事務	
	①（意見 19）保健会の事務局について	82
10	認定こども園等整備計画推進事業	
	①（意見 20）事業評価の指標の追加について	86
11	私立認定こども園等運営費補助事業	
	①（意見 21）行事費加算の補助対象経費の制限について	90
	②（意見 22）処分制限期間のある財産の管理について	91
12	保育士確保支援事業	
	①（意見 23）事業推進にあたり必要な保育士の水準について	95
	②（意見 24、意見 25）事業評価の指標の見直しについて	95

13	施設型給付・指導事業	
	①（意見26）保育・教育施設からの給付費申請システムの導入について	100
14	幼児教育・保育の無償化対応事務	
	①（意見27）事業評価の指標の見直しについて	104
15	病児保育事業	
	①（意見28）病児保育施設の整備について	109
	②（意見29）病児保育事業に従事する職員に対する研修の実施 検討	110
	③（意見30）実績報告書の記載誤り	112
16	障がい児保育支援事業（私立認定こども園等）	
	意見なし	-

第4 全体計画と個別事業の評価について

【1】こどもいきいき未来計画

1. 計画の概要

(ア)担当課

こども若者政策課

(イ)計画の策定・実行

市は、こどもいきいき未来計画（後期計画）では6つの施策を掲げて、施策ごとに「めざす姿」「施策推進のための指標」「主な取り組み」を定め、これに沿って取り組みを進めている。

また、市は、第6次総合計画に目標として定めた「子どもや若い世代の未来が広がる八尾」の実現に向けて、子ども施策の方向性や具体的な取り組み等を定めるために、こどもいきいき未来計画（後期計画）を立てている。したがって、こどもいきいき未来計画（後期計画）に基づき実施する取り組みについては、第6次総合計画との整合性を図り、実施計画上で事業の実施を決定している。

(ウ)進捗確認、フィードバック

この計画に基づく事業の実施状況等については、八尾市子ども・子育て会議条例に基づいて設置された子ども・子育て会議にて、進捗状況の把握や今後の方向性について検討を行い、毎年結果の公表を行っている。

子ども・子育て会議における検討や進捗状況の公表にあたっては、「施策推進のための指標」として、平成30年度（2018年度）実績と直近の実績を公表している。

担当課によると、こどもいきいき未来計画（後期計画）における取り組みは、事務事業と共通の部分もあるものの、毎年総合計画における事務事業評価とは別に、こどもいきいき未来計画に関連する取り組みに対する定量的・定性的な実績と評価を取りまとめて、こどもいきいき未来計画に対する評価を行っている。

また、子ども・子育て会議で、こどもいきいき未来計画（後期計画）に掲げる施策推進のための指標について、基準の年度（平成30年度実績）と、直近年度（令和4年度実績）、進行年度（令和5年度）の見込みやめざす姿に対する具体的施策の総括をした上で、委員が質疑を行う。会議では、こども計画の目標からかけ離れ

ているような取り組みがないかそれぞれの委員がチェックを行い、委員の意見は、次年度以降の取り組みに反映させている。

なお、多様な意見を集めるため、子ども・子育て会議は、学識経験者や関係団体の推薦を受けた者のほか子ども子育て支援に関する事業に従事する者、公募の市民（子育て経験者）から構成されており、年2回開催している。

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見1) 「こどもいきいき未来計画（後期計画）」の各施策における指標の目標値設定について

【事実】

「こどもいきいき未来計画（後期計画）」では、こども・若者、子育て家庭に必要なサービスや事業の方向性を5つ定め、その5つの基本方向ごとに具体的施策を位置付けている。具体的施策ごとに指標を設けているものの、当該指標についての水準まで達成したいのかといった目標値が定められておらず、計画に基づく取り組み状況を定量的に把握できていない。

【意見】

施策推進となる指標について、目標を明確化することや、目標に対して実績との乖離を把握し、その要因を分析することは、計画を定めて事業を実施する上で重要である。

本計画は令和6年度で計画期間が終了する予定であり、現在、策定中の令和7年度からを計画期間とする「こども計画」では、それぞれの基本方向における具体的な目標値を検討されているとのことであるが、より効果的に事業が実施できるよう、新たな計画の策定に取り組まれない。

【2】個別の事務執行における共通の課題

(1) 個別の事務執行における事業評価の指標について

事業評価の指標に関しては、個別事業で検討したもののうち以下において、その指標の設定について意見として報告している。

	事務事業名	担当課	報告頁
1	「人権を大切に作る心を育てる」保育推進事業	こども施設運営課	60
2	認定こども園等整備計画推進事業	保育こども園課	86
3	保育士確保支援事業	保育こども園課	95
4	幼児教育・保育の無償化対応事務	保育こども園課	104

詳細は「5. 個別事業の実施状況」に記述しているが、事業の目的、趣旨の達成状況を明らかにする指標設定になっていない課題があった。

事務事業評価に関しては、令和5年度の包括外部監査報告書133ページ～134ページにおいて、指標の設定について以下のとおり意見したところである。

記載した個別の事業執行における事業の効果の測定または評価に関する意見は、アウトプットだけではなく、アウトカムも事業評価の指標に加え、事業を実施することで、市の在りたい姿に近づいているか評価することを求めている。(中略) 社会に対する変化または市民が便益を得られることを期待して、市は事業を推進していることから、事務事業の評価としては、アウトプット指標も継続しておきつつ、可能なものについては、事業目的の達成度や事業継続の要否を検討・評価するうえで長期的な視点で目標管理できるアウトカムを指標に加えることが望ましい。

市では事業評価の指標見直しを現在進めているところであるが、事業の目的、趣旨の達成状況を明らかにする指標設定となっているかという視点で、引き続き個別の事業執行の評価指標の見直しを進めることが望まれる。

第5 個別の事業執行について

【1】 ママ・サポート事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	こども健康課			
事業の概要	核家族等で、出産前・後の日中に、母親及び乳児の介助をする者がいない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事及び育児の援助を行う（シルバー人材センターへ委託）。 出産予定日の2か月前から出産日までの間と、母親及び乳児の退院後2か月の間で各20時間（計40時間）を限度として利用可能。 （多胎出産の場合は、別に出産後1年間で30時間利用が可能）			
事業の対象	出産前後に親族などの援助が得られない家庭。出産予定日の2か月前からの妊婦・母親及び乳児の退院後2か月以内。			
事業の目的	出産前・後の日中に、母親及び乳児の介助をする者がいない家庭に対し、ヘルパーを派遣し、適切な家事支援等を行うことにより、当該家庭において安心して育児を行うための環境を整えることを目的とする。			
令和5年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● ママ・サポート事業の運営 ● 事業の広報 ● ヘルパー派遣の実施 			
予算決算の状況（千円）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	予算	294	286	353
	決算	178	210	353
令和5年度 財源及び支出の内訳 (千円)	財源内訳		支出内訳	
	国補助金	-	シルバー人材センターへの委託料	353
	府補助金	147		
	一般財源	205		

(出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート)

(2) 評価指標と施策への貢献度

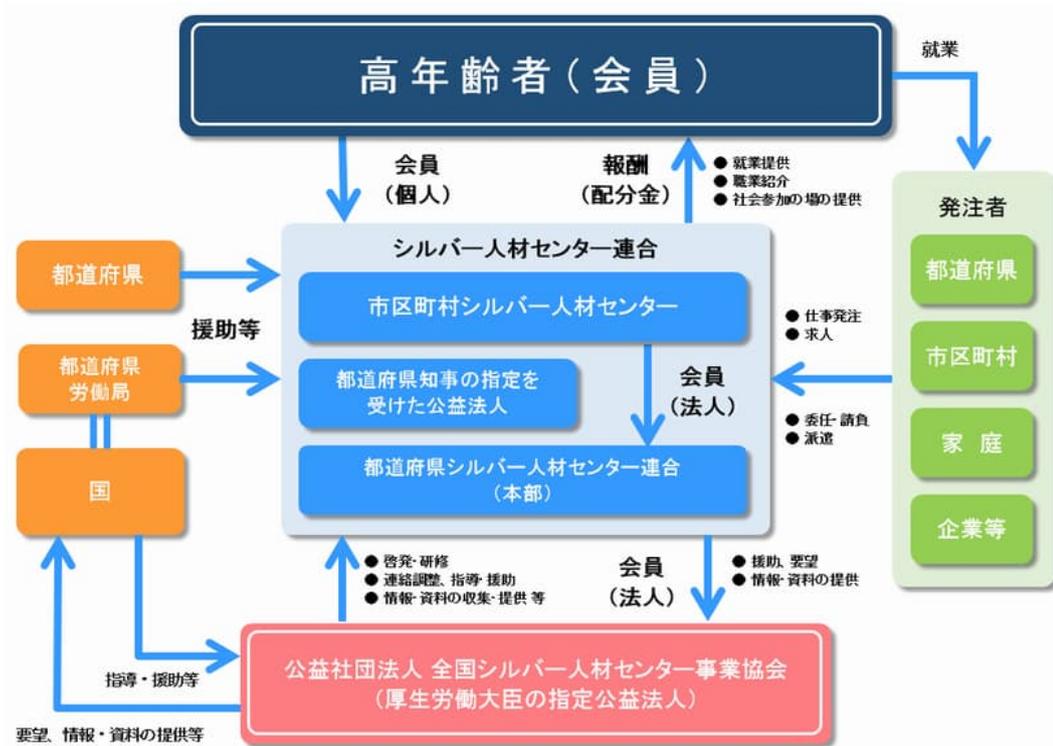
施策	切れ目のない子育て支援の推進
基本方針	出産前・後の日中に、母親及び乳児の介助をする者がいない家庭に対し、ヘルパーを派遣し、適切な家事支援等を行うことにより、当該家庭において安心して育児を行うための環境を整えることを目的とする。
目標となる指標の達成状況	ヘルパー派遣延利用日数（計画 130 件、実績 215 件） ヘルパー派遣利用時間（計画 300 時間、実績 274 時間） （令和 5 年度は多胎出産者の利用があったため利用が増加した）
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者が限定され、また出生数の減少もあり事業規模は小さい。 ● 制度利用実人数が少数に留まっており、汎用性の高い事業とは言えない。 ● 不安感を減少する手段として申請件数は多いが、実際に利用せず対象期間を経過するケースが多い。 ● 現在シルバー人材センターに委託をしているが、事業が拡大しても人材の不足により対応できない地域が発生する可能性がある。
今後の進むべき方向性	<p>出産前後で日中に頼れる親族等がいない世帯に対してヘルパーを派遣して家事及び育児支援を行う事業であり、欠かせない子育て支援事業である。しかし実際の利用は多いとは言えない。</p> <p>制度そのものの周知が一定できている中では、利用可能期間の長短、利用手続きの煩雑性、出産直後の自宅にヘルパー（他人）を迎え入れることへの抵抗、といった利用者数が伸びない要因の特定が課題であると思われる。</p> <p>また、他のヘルパー制度との比較や研究により、より効率的で効果的な事業実施ができないか検討していく必要がある。</p>

(出典：事業評価シート)

(3) シルバー人材センターについて

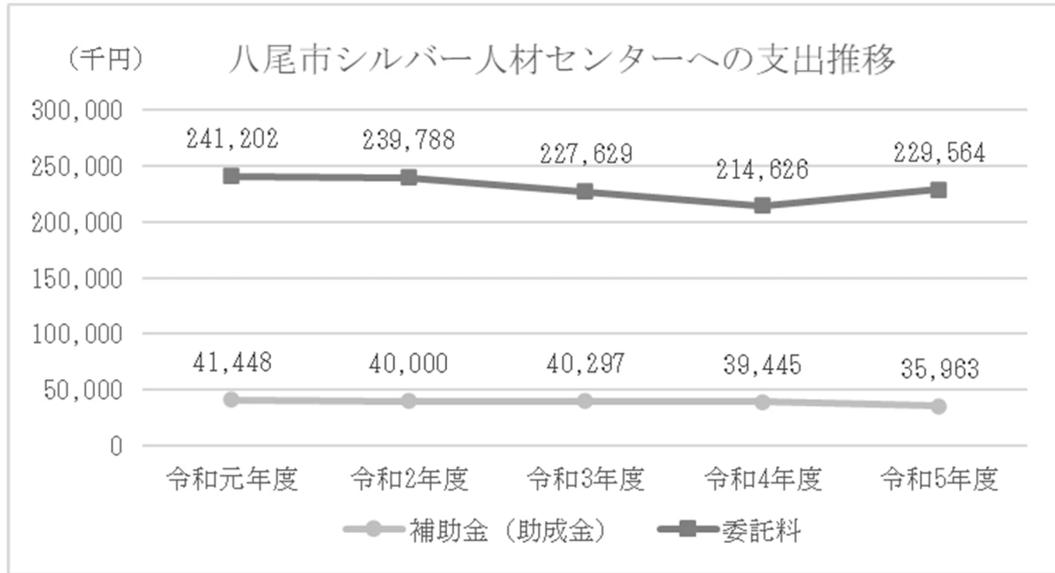
シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織である。当該センターは、原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の指定を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしている。

【シルバー人材センター関連図】



(出典：全国シルバー人材センターホームページ)

八尾市には「公益社団法人八尾市シルバー人材センター」が設置されており、八尾市からは高齢者がその豊かな経験と能力を活かし、臨時的かつ短期的な就業を通じて自らの生きがいを高め、社会参加できる機会提供を行うため、同センターへ運営補助金の交付及び小学校受付員配置業務等に対する委託料の支出を行っている。



（出典：八尾市「（公社）八尾市シルバー人材センターに関する情報公開」より監査人が作成）

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

（1）（意見2）事業継続に係る検討の必要性について

【事実】

ママ・サポート事業は、「八尾市ママ・サポート事業実施要綱」に従って、事業の概ねを「公益社団法人八尾市シルバー人材センター」に委託している。当該事業は、核家族等で、出産前・後の日中に母親及び乳児の介助をする者がいない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事及び育児の援助を行うものである。

具体的には、出産予定日の2か月前から出産日までの間と、母親及び乳児の退院後2か月の間で各20時間（計40時間）を限度として利用できる。また、多胎出産の場合は、上記に加えて出産後1年間で30時間利用が可能である。

当該事業の利用実績は以下のとおりである。令和5年度は多胎出産者の利用があったため、「利用件数」では実績が計画を大幅に上回っているが、「登録者数」に対する実際の「利用者数」は半数以下で推移しており、「利用時間」も計画に未達の状況で推移している。

【登録者数、利用者数、利用率】

	R1	R2	R3	R4	R5
登録者数	28	26	49	41	37
利用者数	13	9	19	14	15
利用率	46%	35%	39%	34%	41%

【利用件数】 1回の利用を1件とした場合の延べ件数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画	130	130	130	130	130	130	130	130	130
実績	88	43	112	79	117	82	106	133	215

【利用時間】 1時間単位で依頼できるため、その延べ利用時間

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画	300	300	300	300	300	300	300	300	300
実績	127	65	144	137	167	150	151	169	274

(出典：市提供資料より監査人が作成)

当該事業の目的は「出産前・後の日中に、母親及び乳児の介助をする者がいない家庭に対し、ヘルパーを派遣し、適切な家事支援等を行うことにより、当該家庭において安心して育児を行うための環境を整えることを目的とする。」ことであり、困っている母親を支援するための事業である。しかし、担当課も課題として認識しているように、対象者が限定されており、また、出生数の減少もあり事業規模は小さいまま利用実績が推移している。

そこで、担当課では、制度利用者を増加させるため、利用者の心理的な負担軽減を図るため利用者とヘルパーの事前面談を進めるといった取り組みのほかにも、利用登録の手続きを市のホームページから電子申請可能としたり、令和6年度から出産後の利用可能期間を2か月から4か月に延長したりするなど、様々な取り組みを進めている。

【意見】

担当課は、利用拡充のための取り組みを進めているところではあるが、制度利用者は過去5年間の平均で14人と少数であることから、現在進めている利用拡充の取り組みを実施してもなお、利用者が増加しない場合は、事業の継続について検討が必要と考える。また、事業の継続の検討にあたっては、現在の利用者層及び潜在的な利用者層が、民間事業者により同様のサービスを受けられる可能性や、別の支援施策を受けられることなどにより、安心して育児ができる環境が保たれるかどうかについて、検討が必要となる。

【2】 ファミリー・サポート・センター事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	こども健康課			
事業の概要	仕事と家庭の両立支援と子育て支援の強化を図るため、育児の援助を行いたい者と受けたい者からなる会員組織を設立し、地域における会員同士の相互援助活動を支援する。			
事業の対象	児童及びその養育者			
事業の目的	子育てを助け合う会員組織を作り、養育者が仕事等と育児を両立できるようにすることで、子育て家庭への支援と児童福祉の向上を図る。			
令和5年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業委託により実施 (会員の募集・登録及び研修・会員間の交流、コーディネート、サブリーダーの活用) ● 研修等の実施 			
予算決算の状況(千円)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算	24,972	21,618	22,610
	決算	22,961	21,542	22,310
令和5年度財源及び支出の内訳(千円)	財源内訳		支出内訳	
	国補助金	2,820	社会福祉協議会への委託料	22,310
	府補助金	2,820		
	一般財源	16,670		
	その他	-		

(出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート)

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	切れ目のない子育て支援の推進
基本方針	子育てを助け合う会員組織を作り、養育者が仕事等と育児を両立できるようにすることで、子育て家庭への支援と児童福祉の向上を図る。
目標となる指標の達成状況	会員登録数（計画 1,400 件、実績 1,018 件） 年間援助活動数（計画 4,500 件、実績 1,923 件）
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● ニーズが複雑化し、利用者の要望が多様化している。 ● 委託事業者からはファミサポ事象の事例を根拠に、乳児預かりについて1歳から（現在3か月）への変更や交通用具の制限等事業後退と見える提案が多く、事業内容・委託料等について協議中。 ● 送迎の援助を行なう際、認定こども園等施設側の協力も必要になるが、園長の交代や未実施期間が長いと制度について協力が得られにくい。
今後の進むべき方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政が直接担う事業ではなく市民間の子育てについての相互援助活動であり、安心して子育てをするための環境整備として重要な事業である。 ● 保育ニーズへの対応で、入所枠の拡大や放課後児童室の開室時間の延長等、行政が担う子育て支援策が拡充された場合でも、継続していくべき事業である。 ● 保育ニーズの低年齢化やそれに対応する入所枠の増加などにより、依頼数や活動数が変動する可能性がある。援助会員の高年齢化やライフスタイルに変化が生じている状況であるが、依頼に対応できないケースがないよう、援助会員養成講座の周知に努めるなど、援助会員の確保に努めていく。

(出典：事業評価シート)

(3) ファミリー・サポート・センター事業の仕組みについて

やおファミリー・サポート・センターでは、「子育ての援助をしてほしい人」と「子育ての援助をしたい人」を会員として登録してもらい、お互いに子育てを支え合う活動をしている。

【援助できる内容】

- ・ 保育所や幼稚園の開始前や終了後に子どもを預かる。
- ・ 保育所や幼稚園まで送迎する。
- ・ 放課後児童室後や学校の放課後に子どもを預かる。
- ・ 保護者の疾病や看護や冠婚葬祭などの時に子どもを預かる。
- ・ 仕事と子育ての両立を図るために子どもを預かる。

【会員について】

子育ての援助をしてほしい人を依頼会員という。依頼会員は、八尾市内在住で、概ね生後3ヶ月から小学校4年生修了までの子どものいる方となる。

【利用料】

平日 午前7時から午後8時まで 1時間 700円

時間外（上記以外の時間） 1時間 800円

土曜・日曜・祝日 1時間 800円

*利用料は、依頼会員が援助会員に直接支払う。

*交通費や食事代（ミルクやおやつ）等は、実費である。

【入会方法】

依頼会員は、電話にて事前予約の上、市役所に行く。

40分程度の説明を受ける。

援助会員は、センター主催の養成講座を受講する。

養成講座受講後、援助会員として登録する。

養成講座は年2回の予定で、市政だよりに募集記事を掲載する。

(出典：市ホームページ)

(4) 社会福祉協議会について

【社会福祉協議会のあらまし】

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されている。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っている。

例えば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。

（出典：全国社会福祉協議会ホームページ）

【市区町村社会福祉協議会】

市民にとって最も身近な地域で活動しているのが市区町村社会福祉協議会（市区町村社協）である。高齢者や障がい者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス（訪問介護）や配食サービスをはじめ、様々な福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいる。

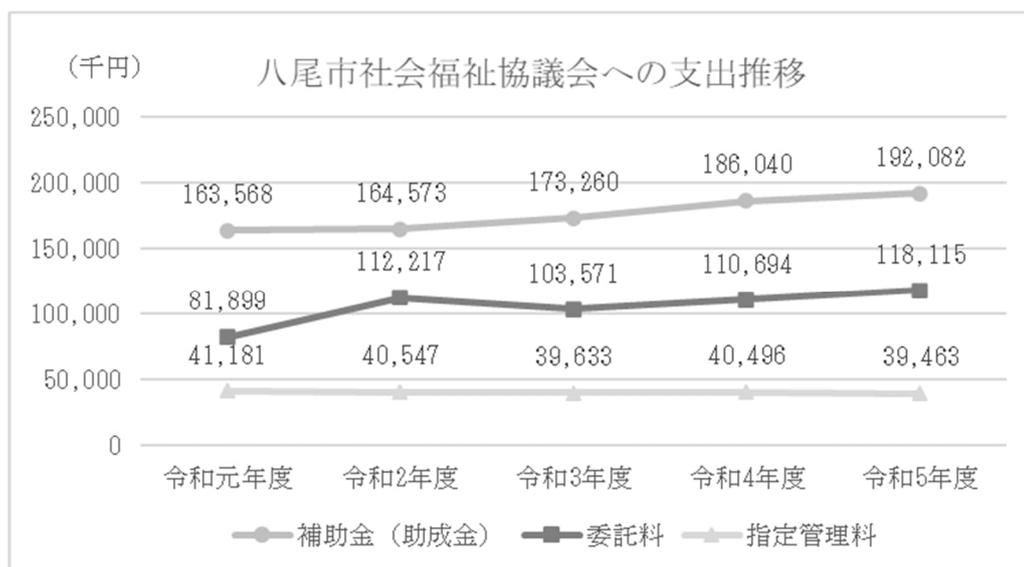
地域のボランティアと協力し、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」を進めているほか、社協のボランティアセンターではボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしている。

社会福祉協議会は、地域の様々な社会資源とのネットワークを有しており、多くの人々との協働を通じて地域の最前線で活動している。

（出典：全国社会福祉協議会ホームページ）

八尾市には「社会福祉法人八尾市社会福祉協議会」が設置されており、市はその運営を助成している。助成の主な内容としては、社会福祉協議会運営費の助成、ボランティアセンターの運営費の助成、小地域ネットワーク活動における地域活動費及び社協コミュニティワーカー人件費の助成等を行っている。

また、その他社会福祉協議会への支出として、生活困窮者自立支援事業等に関する委託料や施設の指定管理料等がある。



(出典：八尾市「(社福) 八尾市社会福祉協議会に関する情報公開」より監査人が作成)

(5) 会員登録数と年間援助活動数について

ファミリー・サポート・センターへの「会員登録数」「年間援助活動数」「預け依頼者数」の推移は、以下のとおりであり、少子化による影響が少なからず実績の長期的な右肩下がりに影響している。なお、令和5年度の実績は、令和4年度に比べて特に減少しているが、担当課は、令和5年4月から八尾市放課後児童室の預かり時間が「18時まで」から「19時まで」に延長されたことが減少理由のひとつと考えている。

【会員登録数の計画実績比較】

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,400	1,400	1,400
実績	1,139	1,134	1,059	1,084	1,053	1,067	1,076	1,070	1,018

【援助会員数、依頼会員数、両会員数の推移（会員種類内訳別の推移）】

	R1	R2	R3	R4	R5
援助会員数	704	736	760	775	733
依頼会員数	292	281	271	250	241
両方会員数	57	50	45	45	44
合計	1,053	1,067	1,076	1,070	1,018

【年間援助活動数の推移】

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300	4,500	4,500	4,500
実績	3,735	4,761	4,253	3,212	2,450	2,297	2,701	2,449	1,923

【預け依頼者数の推移】

	R1	R2	R3	R4	R5
預け依頼者数	97	56	66	77	60

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見3) 委託先の見直し、事業継続に係る検討の必要性について

【事実】

ファミリー・サポート・センター事業は、八尾市社会福祉協議会に全面委託して運営されている。令和5年度の委託先の選定理由としては決裁書に以下の記載がある。

「本事業については、平成14年4月の事業開始時より八尾市社会福祉協議会に業務を委託し、やおファミリー・サポート・センターとして地域における育児に関する相互援助活動を行っている。本事業は、当該会員間のコーディネート業務が主であり、コーディネート業務自体は社会福祉協議会以外のNPO団体等でも行う余地がある。しかし、令和5年3月末時点で1,070名の会員が存在し、2,449件のコーディネート件数が発生する現状で、これに対応できるキャパシティやネットワークを持った八尾市内の団体は社会福祉協議会において他にないため、令和5年度においても引き続き業務委託を行う。」

すなわち、委託先とは平成14年から令和5年度まで22年間連続の随意契約である。なお、令和6年度も継続して随意契約している。

【意見】

「年間援助活動数」は減少傾向にある。平成28年度が4,761件であったのに対し、令和5年度は1,923件であった。その理由としては、少子化・人口減少、八尾市放課後児童室の預かり時間の延長、民間のサービスの発展、新型コロナウイルスによる生活様式の変化（在宅勤務の増加を含む）、社会的に他人に子どもを預けることへの抵抗感やリスクが増加していることなどが複合的に影響していると推測

される。また、担当課が課題認識しているように、ニーズの多様化、援助会員の高齢化については当該事業の抱える問題である。

このように当該事業が直面している問題は多く、外的要因によるため解決は困難である。今後とも「年間援助活動数」の減少傾向が続く場合には、「活動数の多さに対応できること」を理由としている社会福祉協議会との随意契約を継続すべきかについて、検討する余地が出てくると考える。

市民のニーズを捉え、将来的な援助活動数を予測しながら、民間業者への委託、市の直営への転向の可能性も検討することが望ましい。

【3】 つどいの広場事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	こども健康課			
事業の概要	子育て親子の交流・集いの場を設置する（週3日以上かつ1日5時間程度開設）。 子育てに関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、及び、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。			
事業の対象	未就園のおおむね0から3歳の乳幼児及びその保護者			
事業の目的	乳幼児を育てている保護者とその子どもが気軽に集い、交流したり、育児相談等を行う場を、身近な地域に設置することにより、安心して子育てできる環境をつくる。			
令和5年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者への全面委託により実施 ● 相談、交流事業の実施 ● 公平公正なサービスの確保 ● 研修会等によるスタッフの資質向上に向けた取り組み ● 地域子育て支援拠点事業間同士の地域交流や連携 			
予算決算の状況（千円）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	予算	80,596	63,451	63,811
	決算	72,718	60,657	59,883
令和5年度財源及び支出の内訳（千円）	財源内訳		支出内訳	
	国補助金	20,192	NPO法人や市	
	府補助金	19,961	民団体である	
	一般財源	19,729	12者の委託先	59,883
	その他	-	への委託料の合計他	

(出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート)

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	切れ目のない子育て支援の推進
基本方針	子育ての負担感を軽減するため、八尾市に居住する概ね0歳から3歳までの、就学前教育・保育施設に通所していない在宅児童及びその保護者（以下「子育て親子」という。）が気軽につどい、交流し、子育ての楽しみを共有できる場（以下「つどいの広場」という。）を設け、子育てに関する相談その他の子育て支援にかかる事業を実施する。
目標となる指標の達成状況	延べ利用組数 (計画 18,500 組、実績 13,778 組)
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	運営者が、NPO 法人や任意団体のため IT スキルに差があり、特に SNS を活用した新しい取組については、差が生じている。また、対面での事業実施を重んじることも、オンライン等の技術力に遅れが生じている要因と思われる。技術力の向上をはじめ、在宅子育て支援施策について研修の内容を検討したい。
今後の進むべき方向性	在宅児童は減少傾向にあるが、地域で子育て相談や情報交換ができる広場の存在は大きく、児童虐待予防にもつながると考えられるため、継続していくべきである。

(出典：事業評価シート)

(3) 委託先について

つどいの広場事業における委託先（12 者）は、NPO 法人、又は市民団体である。市内に居住している概ね 0 歳から 3 歳までの就学前教育・保育施設に通所していない在宅児童及びその保護者を主な対象として、週 3 回のイベントを開催して、気軽につどい、交流し、子育ての楽しみを共有できる場を設け、子育てに関する相談、その他の子育て支援を行っている。

「延べ利用組数」「利用者数」の推移は以下のとおりである。令和 2 年度までは拠点が 15 か所あったが、人口減少と少子化の影響もあり、令和 3 年度からは拠点を 12 か所に減らしている。

【延べ利用組数】

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000	19,500	19,000	18,500
実績	19,037	19,567	19,056	19,201	16,303	10,697	13,557	14,017	13,778

【利用者数】

	R1	R2	R3	R4	R5
利用者数	35,668	24,030	29,480	30,478	30,557

各委託先は、担当課からそれぞれ 1 年あたり 501 万円を振り込みで受け取り、イベント開催場所や駐車場の年間地代家賃、団体の代表者と所属者（看護師・保育士などの有資格者を含むイベントをお手伝いしてくれる方々）の人件費、子どもたちが遊ぶおもちゃ代、衛生のための消耗品代、文房具代などを切り盛りしている。

なお、利用者からは年間登録料として 300 円を受領している。また、各委託先は、委託契約書の第 3 条第 5 項のとおり、担当課に対し年度の収支決算報告を行い、資金が余った場合は返金することとしている（支出超過の場合は委託先の負担となる）。各委託先の収支決算報告の実態としては、収支差額 0 円と報告することもあれば、若干、返金することもある。

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見4) 各委託先からの提出物のデータ化推進と提出物の見直しについて

【事実】

つどいの広場事業では、12 者の委託先から、年度始まりの前には「年間事業計画」「有資格者の証明書」、年度末には「収支決算報告」「支払い証憑類」が、紙の資料として郵送されてくる。担当課ではこれらを、年度ごとに、委託契約書などと一緒に、12 者の委託先ごとに紙ファイルにファイリングして、キャビネットに保管している。

【意見】

各委託先からの提出物が紙の資料であることについては、委託先では紙代、印刷代、封詰め作業時間、郵送料のコスト、担当課では紙ファイル代、綴込み作業時間、書類を保管するキャビネットスペースのコストが生じている。紙による資料の提出を表計算ソフト等を利用した電子データによる提出に代替できれば、あらゆるコストが双方で削減できる。また、様々な比較・分析をする際にも、紙の資料よりデータの方が作業しやすくなるメリットもある。したがって、委託先からの提出物のデータ化について取り組むことが望まれる。

なお、担当課は令和6年度から「年間事業計画」や「収支決算報告」については、データによって提出するよう12 者の委託先に通知している。

今後は、「支払い証憑類」や「有資格者の証明書」などについても、資料確認の方法、時期について整理し、資料提出の必要性やその方法について検討をすることで、市と委託先の双方が負担軽減となる取り組みを進めることが望まれる。

(2) (意見5) 各委託先からの報告様式の改善について

【事実】

12 者の委託先から担当課に提出されている「年間事業計画」「収支決算報告」においては、勘定科目の並び順や文章を記述する欄に記載する観点について各委託先によって区々である。そのため、適切に業務が履行されていることの確認に時間を要している。

【意見】

令和5年度から「どの勘定科目に何を計上すべきか」については、12者の委託先に通知しているが、勘定科目の記載の順番、発生額ゼロでも科目は消さない、文章記述欄の記載観点を付記するなど、報告書の書き方を統一することで、効果的・効率的に事業評価を実施することが可能になる。また、イベントの開催場所や、準備しているおもちゃ、イベント内容などの成功事例・失敗事例について、担当課が効率的に情報を収集できることで効果的な事業実施に活用できるものと考えられるため引き続き様式を改善することに取り組むことが望まれる。

(3) (意見6) 委託先の評価項目の改善について

【事実】

委託先が12者もあるため、担当課は、担当者によって評価に差が出ないようにチェックリストを用いて委託先の運営状況の評価している。担当課が委託先を評価する際の具体的な評価項目は下記のとおりである。

- ① 提出書類に不備はないか
- ② 有資格者は定期的にシフトに入っているか
- ③ 市や地域子育て支援センター関係機関等との連絡調整や連携を行っているか
- ④ 保護者同士又は新規の人がつながるための工夫を行っているか
- ⑤ 利用者が相談しやすいような関係性の構築に努めているか
- ⑥ 研修等に参加し、アドバイザーの資質向上に取り組んでいるか
- ⑦ 利用者の意見・要望を反映させ、サービス向上に努めているか
- ⑧ チラシ等を作成又は配架し積極的に情報提供に努め、情報は適宜更新しているか
- ⑨ 子育て関係機関の情報収集を積極的に行っているか
- ⑩ 子育て及び子育て支援に関する講習は適した内容となっているか
- ⑪ 講習内容は偏らないように、内容を工夫しているか
- ⑫ 不審者への対応方法は適切か（避難経路、避難方法、不審者の対応）
- ⑬ 適切な感染症予防対策を実施しているか（消毒、換気、手洗い・うがい）
- ⑭ 災害（火事・地震等）の予防及び発生時の対応は適切か（避難訓練実施、避難経路・方法の理解）
- ⑮ 利用者のケガ・急病時の対応は適切か（救急セット、連絡方法、応急処置の理解）
- ⑯ 専用の口座、帳簿等を備えているか

- | |
|----------------------------|
| ⑰ 収入以内に支出を抑える等健全な運営ができているか |
| ⑱ ICTを活用した情報提供を行っているか |
| ⑲ オンラインを活用した事業を行っているか |

【意見】

委託業務の適正な履行を確保するためには、資産保全に対する管理体制は重要である。そのため、実地確認においてマイナス評価とはしないものの、例えば以下の確認事項を実地確認チェックシートに設けることが考えられる。

- 銀行口座の預金残高と帳簿残高とが一致しているか
- 帳簿類の保有年限は守られているか
- 当該委託事業に係る現金や預金通帳、契約書の保管状態は適切か（資産保全のセキュリティは十分か）

【4】 地域子育て支援センター事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	こども健康課			
事業の概要	市内の5地域子育て支援センターを開設し、在宅子育て世帯の交流の場の提供と交流の促進や、相談援助の実施、子育て関連情報の提供や子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施する。 プレママ・親子相談・交流会や、市内の公園に出向いての保育活動の実施を通して、各種事業を周知し、子育て支援策につなげ、子育て世帯の孤立を防ぎ、虐待予防、相談を受けることでの不安軽減につなげる。			
事業の対象	在宅の就学前児童とその保護者及び妊婦			
事業の目的	核家族化や新型コロナウイルス感染症拡大が進む中で孤立しがちな在宅子育て家庭の保護者が育児不安の解消等により安心して子育てできる環境を整備する。			
令和5年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内5か所の子育て支援拠点として、地域に出向く手法により、関係所属及び機関等との連携を図り、在宅子育て家庭に対する支援を実施（公園・地域公共施設等での親子遊び会、訪問事業等） ● 妊娠期の方への不安軽減として支援拠点にて教室を開催 ● 自宅で活用できる手法として動画配信やオンラインによる交流会・相談の実施 			
予算決算の状況（千円）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算	35,126	26,582	25,703
	決算	28,433	23,273	23,267
令和5年度財源及び支出の内訳（千円）	財源内訳		支出内訳	
	国補助金	3,293	職員人件費	8,664
	府補助金	9,971	相談員人件費	12,960
	一般財源	9,971	経費	1,171
	その他	31	プレママ経費	472

（出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート）

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	切れ目のない子育て支援の推進
基本方針	子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、地域における子育て支援活動の実施や関係機関と協力して行う子育て支援、子育て及び子育て支援に関する講習等の月1回以上の実施をする。
目標となる指標の達成状況	マタニティ&ベビー参加組数（計画1,200組、実績487組） プレママ・親子相談・交流会参加組数（計画2,800組、実績1,570組） 公園など出前保育の参加組数（計画300組、実績656組） 動画配信回数（計画24回、実績10回） 訪問事業（計画50軒、実績36軒）
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	ひきこもりがちな家庭など自ら参加するに至らない層への支援の手法の検討が必要。 地域、各地域コミュニティセンター、地区福祉委員会や民生委員児童委員、子育てひろば、つどいの広場等との連携が必要。 支援センターが5か所あり職員不足が課題。
今後の進むべき方向性	保護者の早期就園のニーズが増え、在宅での子育て家庭が減ってきているなか、課題や地域の状況に応じた事業展開を考え、支援をしていく必要がある。 子育てに不安や課題を感じる世帯への支援につなげるため、アウトリーチを行う際の手法や流れ、地域とどのように連携をして支援が届きにくい家庭に届けていくかを考えていく必要がある。

(出典：事業評価シート)

(3) 地域子育て支援センターについて

地域子育て支援センターは、市内の5か所（西郡、安中、南山本、志紀、東山本）にある認定こども園内に併設されている。各認定こども園の名前は以下のとおりである。

西郡地域子育て支援センター：西郡そよかぜこども園

安中地域子育て支援センター：安中ひかりこども園

南山本地域子育て支援センター：南山本せせらぎこども園

志紀地域子育て支援センター：志紀おおぞらこども園

東山本地域子育て支援センター：東山本わかばこども園

* 西郡地域子育て支援センター
桂町2-33（西郡そよかぜこども園内）



* 志紀地域子育て支援センター
志紀町西2-1-10（志紀おおぞらこども園内）



* 安中地域子育て支援センター
安中町8-6-23（安中ひかりこども園内）



* 東山本地域子育て支援センター
東町3-5（東山本わかばこども園内）



* 南山本地域子育て支援センター
山本町南3-1-39（南山本せせらぎこども園内）



市HPはこちら

- * 市政だよりや八尾市ホームページ等で詳しくお知らせしています。
- * 電話での相談は平日9:00~17:00です。
- * 気象警報が発令されている場合は中止します。
- * 施設の工事により中止・変更になる場合もあります。

※ご自宅で親子共に検温をしてきて下さい。
37.5度以上の発熱がある場合は参加いただけません。

八尾市子ども若者部 子ども健康課 TEL 072-924-1282
FAX 072-924-9304

地域子育て支援センターは、外部に委託せず市が直接運営している。事業の対象は、「在宅の就学前児童とその保護者及び妊婦」であり、具体的には以下を実施している。

【プレママ・親子相談・交流会】

教室事業を通じて、子育て家庭同士の交流や仲間作りの場を提供する。

(参加組数)	R3	R4	R5
計画	2,800	2,800	2,800
実績	1,216	1,817	1,570

【マタニティ&ベビー】

妊婦は参加している先輩から話を聞き、出産の不安軽減につながるようにする。

(参加組数)	R3	R4	R5
計画	1,200	1,200	1,200
実績	434	503	487

【月替わり企画教室】

月替わりの楽しいテーマに沿った企画教室。専門職によるお話会や多胎児の家庭向けの会など、いろいろなテーマを企画する。

【親子あそび会】

親子で体操やダンス、ふれあいやあそびを実施。親子で近くの公園で遊ぶ。

(参加組数)	R3	R4	R5
計画	1,500	300	300
実績	816	340	656

【ぽかぽかひろば】

在宅子育て世帯に対し交流の場の提供や子育て相談を実施する。

【元気っ子教室】

ふれあい遊び・手作りおもちゃ・手遊び・体操などを実施する。

【オンライン交流会】

オンライン交流会を実施し、外出せずに交流できる場を提供する。

【訪問】

保健センターと連携した訪問により、支援が必要な親子を早期に支援につなげる。子育て支援事業を必要としている地域に出向くことで、相談や親子の居場所を作る。

(訪問件数)	R3	R4	R5
計画	0	50	10
実績	0	16	36

【動画配信】

引きこもりがちな家庭へのアプローチになるような内容の動画配信を実施する。

(配信回数)	R3	R4	R5
計画	48	24	24
実績	47	12	10

八尾市地域子育て支援センター

元気っ子くらぶ

未就園児の親子が対象となります！

プレママ・親子相談・交流会

- ・場所…各出張所（コミセン）や社会福祉会館、集会所など
- ・対象…妊婦、就園前児とその保護者
- ・申込…不要（先着順）

もうすぐママになる方、子育て中の方、絵本やおもちゃを囲んで楽しい時間を過ごしましょう。



親子あそび会

- てとてとランド
- ・場所…各認定こども園 遊戯室
- ・対象…4か月～就園前児とその保護者
- ・申込…不要（先着順）

コーナー遊び、親子で体操やダンス、ふれあい遊びなどをします。



マタニティ&ベビー

- ・場所…各支援センター
- ・対象…妊婦と生後12か月までの親子
- ・申込…必要（先着順）

ふれあい遊びやおもちゃ作り、おしゃべり会などで楽しく過ごしましょう。



ぽかぽかひろば

- ・場所…各支援センター
- ・対象…就園前児とその保護者

◇午前…各支援センターで月2～3回開催（10:00～11:15）
◇午後…月～金（13:00～15:20）

自由に遊びに来てください。



元気っ子教室

- ☆びよびよ教室（4か月～1歳未満）
- ☆すくすく教室（1歳）
- ☆きらきら教室（2歳～就園前児）
- ・場所…各支援センター
- ・費用…材料費200円

1コース5回の参加となります。ふれあい遊び・手作りおもちゃ・手遊び・体操などで楽しみましょう。春、秋、冬教室の年間3回となり、年間1コースのみ参加可能です。



子育てサークル支援

子育てサークルや子育て支援に関わる方のお手伝いをします。センター室や保育教材の貸し出しをしたり、職員派遣をしたりしています。

月替わり企画教室

- ・場所…各支援センター
- ・対象…就園前児とその保護者
- ・申込…必要（先着順）

月替わりの楽しいテーマに沿った企画教室です。専門職によるお話や多胎児の家庭向けの会など、いろいろなテーマを企画しています。



子育て応援配信

歌やふれあい遊び、手作りおもちゃの紹介などの動画を配信しています。お家で親子一緒に楽しんでくださいね♪



各地域子育て支援センター

- ・西郡地域子育て支援センター「そよかぜ元気っ子くらぶ」 桂町2-33 TEL/FAX 072-999-2378
- ・安中地域子育て支援センター「ひかり元気っ子くらぶ」 安中町8-6-23 TEL/FAX 072-991-7331
- ・南山本地域子育て支援センター「せらぎ元気っ子くらぶ」 山本町南3-1-39 TEL/FAX 072-991-8867
- ・志紀地域子育て支援センター「おおぞら元気っ子くらぶ」 志紀町西2-1-10 TEL/FAX 072-948-0185
- ・東山本地域子育て支援センター「あかり元気っ子くらぶ」 東町3-5 TEL/FAX 072-992-5775

子育ての不安や悩みを相談できます。お気軽にご相談ください。（電話でも可）



お父さんの参加はもっちりおじいちゃん、おばあちゃんもお気軽に参加ください。お待ちしておりますよ～♪



(出典：市ホームページ)

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

本事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

【5】 地域子育てつながりセンター事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	こども健康課			
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て親子の交流・集いの場を設置する。(週5日以上かつ1日5時間程度開設) ● 子育てに関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、及び、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。 ● 子育て家庭と地域がつながるしくみづくり、子育て支援のネットワークづくりの充実を図る。 			
事業の対象	在宅の就学前児童及びその保護者			
事業の目的	核家族化が進むなかで孤立しがちな在宅子育て家庭の保護者が、育児不安の解消等により安心して子育てできる環境を整備する。			
令和5年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 親子教室等を通じて在宅子育て家庭に対する支援を実施 ● 電話や来園による子育て相談指導を実施 ● 地域での子育てを支援し、地域全体で子育て世帯を見守る子育て支援のネットワークづくりの実施 ● 地域と連携した取り組みを実施 			
予算決算の状況(千円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	予算	10,054	10,215	10,215
	決算	9,904	10,193	9,896
令和5年度 財源及び支 出の内訳 (千円)	財源内訳		支出内訳	
	国補助金	3,298	社会福祉協議会 への委託料	9,896
	府補助金	3,298		
	一般財源	3,300		
	その他	-		

(出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート)

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	切れ目のない子育て支援の推進
基本方針	子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、地域における子育て支援活動の実施や関係機関と協力して行う子育て支援、子育て及び子育て支援に関する講習等の月1回以上の実施、地域ボランティアの育成、地域団体の活性化や子育て資源の発掘、育成を継続的に実施する。
目標となる指標の達成状況	相談件数（計画160件、実績117件） 子育て支援事業参加組数（計画950組、実績625組） 地域の子育て団体との話し合い回数（計画10回、実績3回）
施策目標達成への貢献度	どちらかといえば貢献をした
課題	地域の連携を図りつつ、子育て環境の充実が必要。地域、地域コミュニティセンター、地区福祉委員会や民生委員児童委員、子育てひろば、支援センター、つどいの広場等との連携が必要。
今後の進むべき方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の活動の状況に合わせた有効な事業実施ができるよう検討を行う。 ● 八尾市社会福祉協議会が持つ地域とのネットワークを活かして、どのように地域との連携をしていくことができるか協議し事業の充実を図る。 ● 地域に開かれた運営を行い、関係機関や地域の子育て支援事業にどうかかわり連携を構築していくか等、今後も市との連携が不可欠と考える。

(出典：事業評価シート)

(3) 地域子育てつながりセンターについて

八尾市地域子育てつながりセンターは、「社会福祉法人八尾市社会福祉協議会」が持つ幅広いネットワークを活かして地域の子育て支援事業を展開できるように、市から業務委託を受けて運営されている。当該センターは「認定こども園おひさまこども園」内に併設されている。

おひさまこども園では、在宅の子育て家庭の親子を対象に、地域交流「さんさんひろば」を実施している。具体的には、園庭の遊具で遊んだり、親子で一緒に作品作りをしたり、園児たちと一緒に行事に参加するなどの様々な企画がある。また、看護師による子育てアドバイス、専任スタッフによる子育て相談も実施している。

「さんさんひろば」については以下のとおりである。

さんさんひろばは、**月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除きます）**
午前10時～午後3時まで 開設しています。

【主な活動内容】

毎週月曜日	ころころひろば①（0歳児とその保護者のひろばです）
毎週火曜日	ころころひろば②（0歳児とその保護者のひろばです）
毎週水曜日	よちよちひろば（1歳児とその保護者のひろばです）
毎週木曜日	てくてくひろば（2歳児以上～就学前児とその保護者のひろばです）
	☆各ひろばは、午前10時～午前11時30分まで。1クール2か月。 いずれも、5組限定となっており、事前申し込みが必要です。 市政だより等で募集のお知らせをします。
毎週金曜日	子育てサークルの日（子育てサークルの方にご利用いただけます） ☆親子合わせて10人程度の子育てサークルに限らせていただきます。



（出典：市ホームページ）

「認定こども園おひさま」の場所は以下のとおりである。



(出典：市ホームページ)

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

本事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

【6】 成長手帳の配布

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	こども施設運営課			
事業の概要	こどもの成長を記録する成長手帳を就学前児童に配布する。			
事業の対象	市内に在住する就学前のすべての子ども			
事業の目的	小学校入学までの成長の記録や健康に関する情報など、市内の様々な子育て支援の場（つどいのひろば、子育て支援センター、こども園、保育所（園）、幼稚園など）で活用する。			
令和5年度の実施内容	成長手帳の作成・配布			
予算決算の状況（千円）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	予算	432	545	545
	決算	380	482	431
令和5年度 財源及び支 出の内訳 (千円)	財源内訳		支出内訳	
	国補助金	-	負担金、補助及び 交付金	431
	府補助金	-		
	一般財源	-		
	その他	431		

（出典：事業別歳出一覧表、市ホームページ、八尾っ子・せいちょうぶっく）

なお、成長手帳の配布については指標等の設定がない

(2) 八尾っ子・せいちょうぶっく（成長手帳）について

八尾っ子・せいちょうぶっくは、市内の就学前のすべての子どもたちに配付する方針のもと、出生届を受理時や市内への転入時などに保護者に対して配付している。

この八尾っ子・せいちょうぶっくは、小学校入学までの子どもの成長を記録するものであり、認定こども園等施設でも健康管理に活用している。また、保護者に有用な健康に関する情報が掲載されている。

八尾っ子・せいちょうぶっくの内容は、以下のとおりである。

- ・ 「せいちょうぶっく」の使い方／もくじ
- ・ かかりつけの医療機関
- ・ 体質とかかっている病気について
- ・ かかった病気
- ・ 予防接種
- ・ 就学前の予防接種の記録
- ・ 乳幼児期にかかりやすい感染症
- ・ 定期健康診断
- ・ 標準身長表／標準体重表
- ・ 横断的標準身長・体重曲線男子
- ・ 横断的標準身長・体重曲線女子
- ・ からだのおおきさ
- ・ 食事について
- ・ 水分補給について／おやつについて
- ・ 肥満について
- ・ 歯の健康診断 歯の健康について
- ・ 尿検査
- ・ 視力の発達について
- ・ 視力検査
- ・ 聴力検査
- ・ 頭ジラミについて
- ・ 乳幼児突然死症候群について／お薬について
- ・ お薬の副作用と相互作用／かかりつけ医等をもちましよう
- ・ 備考欄

なお、担当課によると、配付方法を冊子からデータに見直し、令和6年度には新たな増刷を行わず、令和7年度以降は冊子の配付を行わない方針である。

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見7) 八尾っ子・せいちょうぶっくの発注数について

【事実】

冊子配付の廃止が決まっているにもかかわらず、令和5年度において、令和4年度と同数が発注されていた。発注数量の決定プロセスについて、担当課に質疑したところ、出生数並びに市への転入数を考慮して決定したとの回答を得たが、正確な在庫数については把握しておらず、発注数量の決定の際には考慮されていなかった。

【意見】

令和5年度においても従来どおりに発注すると、令和4年度の在庫数と同数が在庫として残ることになる。

冊子配付の廃止が決まっていたのであれば、不要な在庫をなくすため、配付必要数から令和4年度の在庫数を差し引いた数量を発注する必要があると考える。

発注数を決定する際に適切な在庫数量を把握することで、不要な在庫をなくすことによる支出削減の可能性があり、経済性の観点から、適切な発注計画の策定が望まれる。

(2) (意見8) 八尾っ子・せいちょうぶっくの内容の見直しについて

【事実】

八尾っ子・せいちょうぶっくの更新プロセスについて、担当課に質疑したところ、職員2名が数日かけて、掲載されている資料の更新の可否についての確認を行っているとの回答を得た。

一方で、資料構成やコンテンツ内容自体の見直しについては、従来行われていなかった。

【意見】

掲載されている資料が更新されたとしても、八尾っ子・せいちょうぶっく自体が現在の利用者にとって有益なものに更新されていなければ、事業の成果や効果を最大化することは困難である。

効率性・有効性の観点から、アンケート調査等を実施し、現在の利用者のニーズにもとづいた資料構成やコンテンツ内容自体の見直しが望まれる。

(3) (意見9) 八尾っ子・せいちょうぶっくに記載されている統計資料について

【事実】

令和5年度に配付された八尾っ子・せいちょうぶっくの18ページから19ページを閲覧したところ、標準身長・体重に関する統計資料として、2000年度乳幼児身体発達調査が使用されていた。

【意見】

一般に、利用者は最新の統計資料が掲載されていると考えるため、最新の統計資料に更新すべきである。令和6年3月の更新では、最新の統計資料(2010年度)が使用されていたが、今後の更新においては、常に最新の統計資料を掲載することとし、令和6年12月に子ども家庭庁より最新の乳幼児身体発育調査報告が公表されていることから、次回更新時には留意されたい。

【7】 「人権を大切にすることを育てる」保育推進事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	こども施設運営課			
事業の概要	「人権を大切にすることを育てる」保育を推進するための学習・研究を行い、児童に認定こども園での生活の場を通じて伝えていく。			
事業の対象	公立認定こども園の職員			
事業の目的	ひとりひとりの個性や人格が尊重され、豊かな人間性を育むことのできる教育・保育を進めていく。			
令和5年度の実施内容	大阪保育子育て人権研究集会への参加			
予算決算の状況(千円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	予算	143	169	169
	決算	137	165	163
令和5年度財源及び支出の内訳(千円)	財源内訳		支出内訳	
	国補助金	31	負担金、補助及び交付金	163
	府補助金	0		
	一般財源	132		
	その他	0		

(出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート)

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	就学前教育・保育の充実
基本方針	基本方針② 就学前教育・保育の質の向上に向け、公立と私立との連携・協力のもと、研究・研修の充実を図り、その成果を発信していきます。
目標となる指標の達成状況 (令和5年度)	大阪保育子育て人権研究集会参加状況 (計画6人、実績6人)
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	研修に参加した職員が各園での情報共有をより一層図っていく必要がある。
今後の事務事業の進むべき方向性	子どもを取り巻く社会情勢の変化は大きく、教育・保育の質の向上を図るため、保育教諭は日々学習することが求められている。

(出典：事業評価シート)

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見 10) 業績評価指標の設定について

【事実】

「人権を大切にすることを育てる」保育推進事業における業績評価指標について、担当課に質疑したところ、保護者アンケートの質問項目『一人ひとりの個性を大切に、意欲や自信を持たせている』に対する「そう思う」、「ややそう思う」の回答割合（以下、この意見において「当該割合」という。）から事業が成功しているか否かを確認しているとの回答を得た。

【意見】

事業趣旨を鑑みると、人権に関する研修への参加と保護者アンケートの質問項目の『一人ひとりの個性を大切に、意欲や自信を持たせている』に相関関係がないとはいえないが、仮に人権に関する研修への参加がなくなった場合、どの程度当該割合が変化するかについては疑義がある。

事業における業績指標を設定する際には、事業に関する研修に参加することで、研修参加者、こども園、園児、保護者にどのような変化があったのか等、相関関係が測定できる範囲で設定することが望まれる。

例えば、研修参加者に対する意識調査の実施や研修内容に関するテストの実施等が考えられる。

【8】 公立認定こども園運営事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	こども施設運営課
事業の概要	<p>公立認定こども園において、使用済みおむつの処分が行えるよう保育環境の整備を行う。また、要保護児童対策地域協議会等の開催により関連機関と連携を図る。さらに、在宅子育て世帯へのひろば事業や相談事業などを実施することにより、子育て支援に取り組む。</p> <p>延長保育において、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う需要に対応するため長時間保育を引き続き実施する。また、保護者の希望に応じて在園児及び在園児以外の一時的預かり保育を実施する。</p>
事業の対象	在園児童、在園以外の児童及びその保護者
事業の目的	<p>入園児童及びその保護者が安心して教育、保育を受けられるようにする。</p> <p>また、多様な教育、保育ニーズへの対応を図るため、公立認定こども園の運営の効率化及びサービスの向上を図る。</p> <p>在宅子育て支援については、園でのノウハウや園で生活をしている児童の様子を見ることにより、子育てに対する不安や負担感の軽減・解消につながり、また児童虐待の未然防止にもなる。</p> <p>保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育及び一時的預かり保育へのニーズに対応する。</p>
令和5年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 公立認定こども園の入園児童の教育、保育の実施 ● 公立認定こども園で使用済みおむつの処分を実施 ● 公立保育所跡地の売却 ● 在宅児童に対する子育て相談、地域交流、ひろば事業等 ● 延長保育事業及び在園児の一時的預かり事業を継続し保護者のニーズに対応 ● 在園児以外の一時的預かり事業を実施

予算決算の 状況（千円）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算	779,772	591,472
決算	736,299	548,338	572,163
令和5年度 財源及び支 出の内訳 (千円)	財源内訳		支出内訳
	国補助金	7,575	負担金、補助及び 交付金 572,163
	府補助金	3,331	
	一般財源	493,217	
	その他	68,040	

(出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート)

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	就学前教育・保育の充実
基本方針	基本方針③ 保護者が仕事と家庭を両立することができるよう、認定こども園等に通う子どもたちが健やかに育つことができる保育サービスの充実を図るとともに、寄り添い型の相談対応を行い、質の高い就学前教育・保育を総合的に提供できるよう取り組みを進めます。
目標となる指標の達成状況 (令和5年度)	地域交流、園庭開放事業等の参加人数 (計画2,400人、実績2,926人)
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	公立認定こども園においては質の高い就学前教育・保育や子育て支援に取り組むとともに、公立と民間が一体となって、子どもの健やかな育ちを支えられるよう就学前教育・保育の充実を図る必要がある。

今後の事務事業の進むべき方向性	公立認定こども園においては質の高い就学前教育・保育や子育て支援に取り組むとともに、公立と民間が一体となって、子どもの健やかな育ちを支えられるよう就学前教育・保育の充実を図る必要がある。
-----------------	--

(出典：事業評価シート)

(3) 公立認定こども園の設置状況

市が設置している公立認定こども園は、下記のとおりである。

施設名	定員	入所児童数 (R6.3.1時点)	園舎竣工年度
西郡そよかぜこども園	183名	167名	H6年度
安中ひかりこども園	243名	227名	H29年度
南山本せせらぎこども園	243名	238名	H30年度
志紀おおぞらこども園	243名	226名	H30年度
東山本わかばこども園	243名	238名	H30年度

(出典：市提供資料より監査人が加工)

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見11) 業績評価指標の見直しについて

【事実】

公立認定こども園運営事業では、業績評価指標として、認定こども園における幼児教育の取り組みに対する評価を肯定的に回答した保護者の割合を設定している。

当該割合を業績評価指標として設定した根拠について、担当課に質疑したところ、以下の回答を得た。

- 八尾市総合計画に施策2『就学前教育・保育の充実』が設定されており、施策2の基本方針のひとつとして「保護者が仕事と家庭を両立することができるよう、認定こども園等に通う子どもたちが健やかに育つことができる保育サービスの充実を図るとともに、寄り添い型の相談対応を行い、質の高い就学前教育・保育を総合的に提供できるよう取り組みを進めます。」とされている。

- 基本方針における質の高い就学前教育・保育を総合的に提供されているかを数値化し客観的に確認できる指標として、認定こども園の保護者アンケートが適切だと判断した。

【意見】

認定こども園に対して肯定的に思う保護者の割合は、保護者が仕事と家庭を両立するために重要な指標と考えることができるが、令和6年度目標値である95%は、設定初年度である令和2年度においてすでに達成済みの値である。

市の目指すべき姿に向けて進む指標ではなく、現状維持を目指す指標となっており業績評価指標の見直しが望まれる。

そして、業績評価指標の見直しにあたっては、保護者に対するアンケートの実施等により、先ず以て保護者が認定こども園に対して何を求めているかに関する情報の収集が必要と考える。

【参考】保護者アンケート結果推移

指標・KPI	参考値	実績値	実績値	実績値
	R2	R3	R4	R5
認定こども園における幼児教育の取り組みに対する評価を肯定的に回答した保護者の割合	96.3%	97.0%	97.2%	98.0%

(出典：市提供資料より監査人が抜粋)

(2) (結果1) 業務完了届の日付について

【事実】

公立認定こども園の運営に関して、清掃や施錠などの業務を事業者に委託しているが、事業者からの業務完了届の日付が空欄であった。

担当課に質疑したところ、業務完了届による通知を受けた日を月末若しくは翌月の第1営業日とし、運用されていた。

【結果】

政府契約の支払い遅延防止等に関する法律において、検収は、「給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日としなければならない。」と規定されており、仮に、約定の時期までに給付の完了の確認又は検査をしないときは、事業者に対して支払遅延金を支払う旨が規定されている。

上述のとおり、給付を終了した旨の通知を受けた日は、検収期限の起算点となる重要な日付であるため、明確にする必要があり、業務完了届に日付の記載を求めるべきであると考えます。

【参考】支払遅延防止法における検査、支払期限について

第四条 ～省略

一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期

～省略～

第五条 前条第一号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については十四日、その他の給付については十日以内の日としなければならない。

～省略～

第九条 国が約定の時期までに給付の完了の確認又は検査をしないときは、その時期を経過した日から完了の確認又は検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又当該遅延期間が約定期間の日数を越える場合には、約定期間は満了したものとみなし、国は、その越える日数に応じ前条の計算の例に準じ支払遅延に関し約定した利率をもつて計算した金額を相手方に対し支払わなければならない。

(出典：政府契約の支払遅延防止等に関する法律)

(3) (意見12) 委託業務に係る履行確認について

【事実】

清掃や施錠などの業務委託が適切に履行されたかを確認するために、担当課において、事業者から提出される就業報告書と各園の出勤表を突合している。

突合に関して、どの程度時間を要しているのか担当課に質疑したところ、1か月あたり、1人1日程度要しているとの回答を得た。

【意見】

監査人が突合を実施したところ、現状、各園の出勤表の様式が統一されておらず、その結果、突合に時間を要することが判明した。

今後も業務委託を継続するのであれば、各園の出勤表の様式の統一による業務負担軽減を検討することが望まれる。まずは「出勤表」・「出勤簿」といった様々な名称で提出を受けている書類名を統一していくことが求められる。

その際、統一様式の導入による管理コスト削減と、統一様式の導入に伴うイニシャルコストの発生については比較衡量し、コスト削減に寄与するかどうかという観点でも検討することが望ましい。

【参考】園で使用している出勤表

所属名		西郡そよかぜこども園 令和 6 年度 9 月分															出勤表															
氏名	(業務)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	(見守り)																															
	(見守り)																															
✓	(連絡)																															
✓	(見守り)																															
✓	(連絡)																															
✓	(見守り)																															
✓	(見守り)																															
✓	(見守り)																															
✓	(連絡)																															
✓	(連絡)																															

見守り、連絡、施錠それぞれ委託契約が異なるため、それぞれの就業報告書と突合している。

所属名		安中ひかりこども園 令和 6年 9月															出勤簿																
氏名		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	(朝)																																
	(夕)																																
	(施)																																
	(連)																																
	(朝)																																
	(夕)																																
	(施)																																
	(連)																																
	(朝)																																
	(夕)																																
	(施)																																
	(連)																																
	守り																																

施錠員・連絡員・安全推進員

委託契約単位で出勤簿を作成している。

(出典：市提供資料より監査人が加工)

(4) (結果2) 随意契約の公表について

【事実】

市では、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号から第 9 号までに基づく随意契約を公表する旨を定めている。

【参考】市のホームページ

[ホーム](#) ▶ [市政情報](#) ▶ [情報公開／個人情報保護](#) ▶ [入札・契約などの情報](#) ▶ [随意契約の公表](#)

随意契約の公表（こども若者部）

[2024年4月17日] ID:3163

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで

随意契約の公表（こども若者部）

地方自治法施行令第167条の2第2号から第9号までに基づく随意契約及び地方自治法施行令第167条の2第3号のみに基づく随意契約を公表します。

公表対象

工事又は製造の請負	1,300,000円を超える随意契約
財産の買入れ	800,000円を超える随意契約
物件の借入れ	400,000円を超える随意契約
財産の売払い	300,000円を超える随意契約
物件の貸付け	300,000円を超える随意契約
上記以外（業務委託など）	500,000円を超える随意契約

※ただし、施行令第167条の2第3号のみに基づく随意契約については、契約金額に関係なく公表します。

公表時期

半期ごとに公表（4～9月分は10月末までに、10月～3月分は4月末までに公表）

公表内容

令和5年度に締結された随意契約について、適切に公表されているかを確認した結果、「労働者派遣による保育教諭業務委託」について公表されていないことが判明した。

担当課に理由を質疑したところ、公表すべき随意契約については、半期ごとに各部署に照会があるが、その回答において、誤って公表不要と取り扱ってしまったためとのことであった。

【結果】

合規性の観点から、公表すべき随意契約は漏れなく、公表すべきであるとする。

なお、公表漏れの契約については、令和6年11月29日付の更新において公表されたことを確認した。

その他、公表が漏れているその他の随意契約はないかについて、追加で担当課に確認を依頼したところ、公表未実施の契約はないとの回答を受けた。

(5) (意見13) 労働者派遣による保育教諭業務委託契約の入札方法について

【事実】

労働者派遣による保育教諭業務委託契約は、令和3年度に一般競争入札を実施し、令和4年度及び令和5年度については、随意契約により令和3年度に落札した業者と契約を締結している。

随意契約の理由について、担当課に質疑したところ、こども園の園児も同じ保育者に見てもらった方が良く考えるため同事業者と契約を継続しているとの回答であった。

また、上述のように、3年おきに一般競争入札を実施する運用を従来から継続しているとの回答であった。

【意見】

保育士が園児と継続して関わることは、園児にとって園での生活に安心感をあたえ情緒を安定させるほか、発達過程での細かな変化をつかむことができ、保育士にとっても安定した雇用を見込むことができるなど、複数年連続して同じ事業者と契約を締結すること自体には合理的理由があるようにも思える。

一方で、一般競争入札を実施した時点において3年間同じ事業者と契約する意図がありながら、現状では単年度契約を前提とした契約内容であり、また、3年間継続して契約を締結した場合の契約額について検討されていない。

加えて、単年度契約では、令和3年度に契約を締結した事業者が、令和4年度以降も継続して契約を受注するとは限らず、保育者の交代により、市が予期せず、園児への影響が生じる可能性があるとも考えられる。

経済性並びに保育者の交代による園児への影響を防ぐためにも、事業者選定時より長期継続契約締結の可否も視野に入れ、契約の在り方を検討することが望ましいと考える。

また、従来の運用を継続する場合でも、令和4年度及び令和5年度の随意契約時においては、他事業者からの見積書の入手がなされておらず、経済的合理性が検討されていないまま契約が締結されている。

経済性の観点から、随意契約を締結する際には、2人以上の者から見積書を入手することが望ましいと考える。

【参考】 八尾市財務規則

(随意契約)

第116条 ～省略～

2 契約担当者は、随意契約を行おうとするときは、予定価格を定め、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

～省略～

(6) (結果3) 業務完了届の事業者名について

【事実】

令和6年3月の業務完了届を確認した結果、契約相手方とは異なった事業者名で業務完了届が提出されていることを発見した。

担当課へ質疑したところ、当該事業者が令和4年度に分社化し、契約相手方が変更となったが、業務完了届の事業者名は誤って分社化前の会社名で記載された業務完了届が提出され、市においてもそのまま受領したものと判明した。

【結果】

業務完了届は、委託業務の履行を確認するための重要な書類であり、合規性の観点から、契約相手方の事業者が発行した書類を入手すべきであると考えます。

【施設往査の実施結果】

以降、公立認定こども園運営事業として運営している西郡そよかぜこども園に往査した結果、発見した事項である。

施設往査が必要であると判断した理由は、以下のとおりである。

- 担当課は西郡そよかぜこども園が前回の改修から 30 年ほど経過しているため今後新たな大規模修繕等について検討することの必要性を課題として認識している。
- 担当課へのヒアリングや資料閲覧のみでは、備品や施設管理状況が十分に確認できない。

以上の理由から、担当課の所管する施設をサンプルで訪問し、施設責任者等へのヒアリング並びに備品・施設の管理状況等を確認した。

なお、公立認定こども園の往査先は、定員数、入所児童数、園舎竣工年度、担当課で認識されている課題等を勘案して選定している。

(9) (結果4) 現物のない備品について

【事実】

備品管理が適切になされているかの観点から、備品台帳一覧表等を閲覧するとともに、関係者にヒアリングを実施し、備品台帳一覧表に記載されている備品について、サンプルにて現物の管理状況を確認した結果、備品台帳一覧表に記載されている 149 件中、20 件の現物がなかったことが判明した。現物のない備品の中には、下記の表のように、大型の遊具も含まれている。

規格	品名	取得価格 (円)	取得日 異動年月日
木製丸太ハウス	その他保育用遊具	390,000	H14.3.28

(出典：備品台帳一覧表より監査人が加工)

担当課に質疑したところ、実地棚卸は毎年行われているとの回答を得たが、備品がないことを発見できていない。

【結果】

実地棚卸を行う主な目的は、備品台帳に登録されている備品が実在するかを確認する点にある。備品台帳一覧表を印刷し、チェックマークを付すなど実効性のある実地棚卸をすべきと考える。

(10) (結果5) 保育所から引き継いだ備品について

【事実】

現物を確認する過程で、備品台帳一覧表に記載されていない備品が発見された。

写真は備品台帳一覧表に記載されていない備品である。



(監査人が撮影)

担当課に質疑したところ、従前、西郡保育所として園舎を利用していた際に使用していたベッドであるが、平成31年4月1日から西郡そよかぜこども園として運用開始された際、備品台帳に登録されていないものである旨の回答を得た。

【結果】

実地棚卸は、備品台帳と現物の整合を確認するために行われるものであり、備品台帳一覧表に記載された備品の現物があるかの確認はもちろん、備品台帳に登録されていない備品がないかを確認する必要がある。

備品台帳の正当性を担保し、資産管理責任を果たすためにも、備品台帳と現物の不整合を識別した場合には、適時に備品台帳を更新すべきであると考えます。

(11) (結果6) 公印の未処分について

【事実】

現物を確認する過程で、保育所の公印が発見された。

公立認定こども園は、平成24年「幼保一体化の推進について」を策定の上平成27年「就学前施設における教育・保育と子育て支援計画（公立の認定こども園の整備）」がとりまとめられ、平成27年度にあった市立幼稚園19園並びに市立保育所7園を平成31年度に公立認定こども園5園に再編されている。

これにより、平成31年4月1日の再編時に保育所に関する公印の使用を廃止している。

【結果】

不正利用を防ぐためにも保存期限経過後の公印は直ちに廃棄すべきと考える。

【参考】八尾市公印規則

(廃止した公印の保存)

第10条 公印保管者は、改刻その他の理由により使用を廃止した市印、市役所印及び市長印は永久に、その他の印は5年保存しなければならない。

なお、公印廃棄時には、あわせて備品管理台帳の更新が必要なことにも留意されたい。

【参考】備品管理台帳上の公印

備品管理番号	品名	取得価格(円)	取得日 異動年月日
00006639	公印	0	S43.7.1
00006641	公印	0	S43.7.1

(出典：備品台帳一覧表より監査人が加工)

なお、市には西郡そよかぜこども園の他4園の公立認定こども園があり、他4園における公印の保管状況について追加で確認するため、担当課と通じて照会したところ、公印を保管していないとの回答であった。

(12) (意見 14) 備品シールについて

【事実】

現物を確認する過程で、現物にシールが添付されているものの、備品台帳一覧表に登録されていない備品が発見された。

写真は、現物にシールが添付されているものの、備品台帳一覧表に記載されていない備品である。



(監査人が撮影)

担当課に質疑したところ、令和4年度に備品計上基準が1万円から5万円へ変更され、取得価額5万円未満の備品を消耗品へと組替処理が行われたことに伴い、現在、備品台帳一覧表に記載されていない旨の回答を受けた。

【意見】

備品シールは、物品を特定するために用いられるものであり、備品管理を効果的かつ効率的に実施するためには、備品台帳一覧と備品シールが整合していることが望ましい。

したがって、備品から消耗品へ登録変更したものについては、備品シールを外す等、備品台帳一覧表と備品シールの不整合を解消することが望ましい。

(13) (意見 15) 備品台帳のロケーション管理について

【事実】

令和5年度の備品管理台帳を閲覧したところ、備品の所在場所がすべて「西郡そよかぜこども園」と記載されており、備品の詳細な所在場所が不明な状態であった。

【参考】西郡そよかぜこども園の備品台帳一覧表

備品台帳一覧表

11 頁

備品番号	物品番号 規格	品名	所在場所	取得価格(円)	受入事由 異動事由	取得日 異動年月日	支出命令番号 備品区分
00006697	032030099	その他保育用道具 木製丸太ハウス	西郡そよかぜこども園	390,000	その他	平成14年 3月28日	庁内備品
00006698	033020008	鉄棒 テクノロマン低鉄棒	西郡そよかぜこども園	388,800	その他	平成31年 1月22日	庁内備品
00006699	033060004	プール施設用具 リトルプール 630066	西郡そよかぜこども園	114,480	その他	平成31年 3月 5日	庁内備品
00006700	033060004	プール施設用具 リトルプール 630066	西郡そよかぜこども園	114,480	その他	平成31年 3月 5日	庁内備品
00006701	033060004	プール施設用具 ミラクルプール大型・楕円形	西郡そよかぜこども園	291,060	その他	平成31年 3月29日	庁内備品
00006702	033080001	アスレチック遊具 テクノロマン八角ジム	西郡そよかぜこども園	426,600	その他	平成31年 1月22日	庁内備品
00006703	033080001	アスレチック遊具 総合遊具ジャングラミング(遊具下向け人工芝含む)	西郡そよかぜこども園	3,553,200	その他	平成31年 1月22日	庁内備品
00006704	033080002	雲てい テクノロマン雲梯	西郡そよかぜこども園	372,600	その他	平成31年 1月22日	庁内備品
00006705	033080004	コンビネーション遊具 パティオランド	西郡そよかぜこども園	596,400	その他	平成12年11月21日	庁内備品
00006706	033080009	滑り台 アンパンマン号	西郡そよかぜこども園	724,500	その他	平成21年 2月26日	庁内備品

職員室や園庭など詳細な所在場所が備品台帳一覧表から読み取れないことについて担当課に質疑したところ、令和4年度まで詳細な所在場所が出力できたが、システム変更に伴い、令和5年度以降、システム上、詳細な所在場所が繰り越されておらず、システムから出力した備品台帳一覧表では詳細な所在場所が確認できなくなってしまった旨の回答を得た。

【意見】

備品管理台帳の所在場所に関する情報は、盗難、紛失の早期発見の観点並びに、実地棚卸の効率性、効果性の観点からも有用な情報であり、システム上の備考欄等を活用し、詳細な所在場所を管理することが望まれる。

(14) (意見 16) 備品管理体制について

【事実】

備品管理が適切になされているかの観点から、監査を進める中で、備品管理に関する備品管理者の理解が不足している点が多々見受けられた。

● 実地棚卸に関する理解

実地棚卸において現物のない備品が発見できていない要因について、備品管理者に質疑したところ、過年度からの備品台帳一覧表を正として棚卸を実施していたため発見できなかった旨の回答を受けた。

実地棚卸を行う主な目的は、備品台帳に登録されている備品が実在するかについて現物を見ることで確認する点にあり、実地棚卸に関する根本的な理解が不足していた。

● 寄贈品に関する理解

現物を確認する過程で、備品台帳一覧表に記載されていない寄贈品が発見されたため、備品台帳一覧表に記載されていない理由について備品管理者に質疑したところ、寄贈品について資産管理をしなければならないという認識がなかった。

実際には、監査を続ける中で、金額基準により、備品管理不要な寄贈品であったが、寄贈品の取り扱いに関する根本的な理解が不足していた。

【参考】八尾市財務規則

(物品の分類)

第 163 条 物品は、次に掲げる区分により分類して整理しなければならない。

(1) 備品、その品質又は形を変えることがなく長期間にわたって使用できる物品で 1 品若しくは 1 組の取得価格又は評価額がおおむね 50,000 円以上のもの及び 50,000 円未満の物品で長期間にわたって使用し、財産的価値があると認められるもので次に掲げるもの

ア 公印（出納員印及び現金取扱員印を含む。）

イ 共通物品として払出しをされた机及び椅子

ウ その他会計管理者が特に指定するもの

～省略～

そのため、認定こども園全体として、備品の管理が適切に行われているかの観点から、他の園における実地棚卸方法について担当課に質疑したところ、「令和5年度物品現在高調書の報告について（依頼）」の内容に沿って各園棚卸を実施しており、西郡そよかぜこども園と同様に管理している旨の回答を得た。

【参考】八尾市財務規則

（現在高調査）

第181条 部長等は、毎年度末、所管備品及び重要物品の現在高を調査し、物品現在高表により5月15日までに会計管理者に報告しなければならない。

～省略～

【参考】令和5年度物品現在高の報告について

事務連絡

令和6年5月7日

各所属長様

会計課長

←

令和5年度物品現在高調書の報告について（依頼）

←

八尾市財務規則第181条第1項の規定に基づき令和6年3月31日現在の所管備品の現在高を調査し、下記のとおり提出をお願いします。

記

1 確認・作成手順

① 5月14日（火）までに、下記要領にて調査・確認ください。

・内部事務システム－備品管理－照会－備品検索の画面にて

年度は令和5年度とし、適用日令和6年3月31日所有所属は令和5年度所属コードを入力して検索します。

・画面上段右にある（帳票選択）を備品台帳一覧表に設定して検索すると、検索結果画面にて所管備品が抽出され、印刷及びCSV出力可能ですので、現物等の確認をお願いします。なお、旧システムの備品番号は検索結果の備考欄に記載されています。また、備品組替兼処分申請等の処理が必要な場合は、処理を行ってください。

② ①の処理後、5月15日（水）に会計課で更新作業を行い、新グループウェアに物品出納計算書（全課分）を掲載しますので、該当所属分のみ印刷し、次ページの報告様式を添付してメールにて提出してください。

←

2 提出書類 ・物品現在高調書の報告について（次頁に様式あり）

・令和5年度物品出納計算書

3 提出先 会計課

4 提出期限 5月20日（月）

←

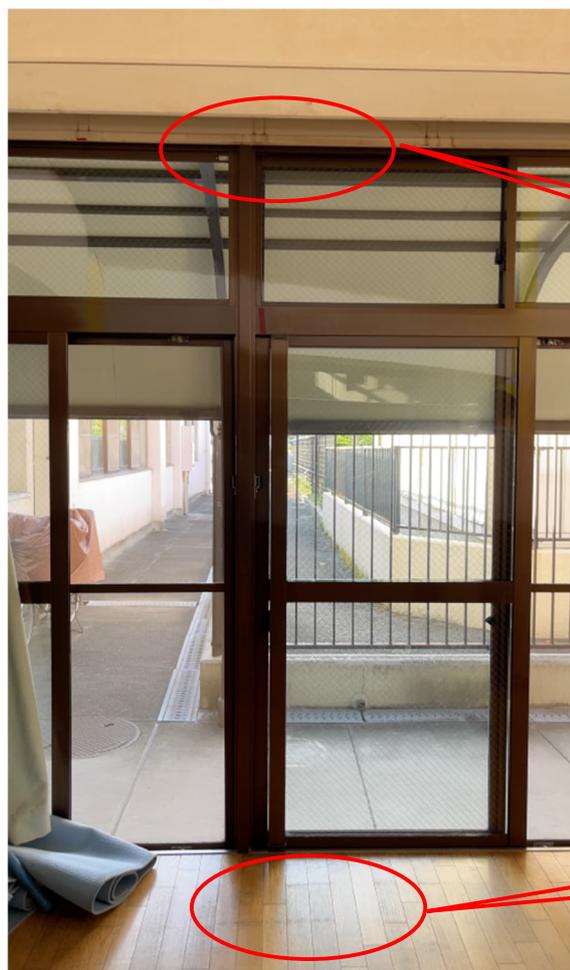
【意見】

「令和5年度物品現在高調書の報告について（依頼）」は、備品現在高を把握するためのものであり、実地棚卸に関する方法・手順等を定めた文書ではないため、各園を監督する担当課において資産管理に関するマニュアルの整備や研修の実施、実地棚卸への立会等を実施し、備品管理の実効性を高めることが望まれる。

(15) (意見 17) 施設の老朽化について

【事実】

施設について確認を行ったところ、遊戯室に、老朽化により雨漏りをしている箇所が発見された。



(監査人が撮影)

修繕の予定について担当課に質疑したところ、西郡そよかぜこども園は平成6年度に竣工した施設を使用している。竣工から30年ほど経過していることから、近

いうちに大規模改修の実施を検討しており、雨漏りの修繕についても大規模改修で対応する計画になっている旨の回答を得た。

修繕される計画があるとしても、現状、雨漏りによる教育・保育事業への支障が生じていないのかの観点から、園で働かれている職員の方に事情を聴取したところ、遊戯室は遊戯のほか、園児の昼寝にも使用しているため、雨漏りが生じると、雨漏りが生じている箇所にバケツを置いた中で園児を寝かせざるを得なくなるといった現に教育・保育事業への支障が生じている旨の回答を得た。

【意見】

大規模改修を計画しているため、それまで修繕が計画されていないが、現に雨漏りによる教育・保育事業への支障が出ている。

大規模改修までの応急処置又は、大規模改修のうち雨漏りに係る部分の前倒しができないかの検討が望まれる。

(16) (意見 18) 調理員の労働環境について

【事実】

現場視察を通じて、園で働かれている職員の方に施設状況を聴取したところ、平成 29 年に導入した調理室の空調設備が効きにくい状態にあり、夏場には気温が 40℃を一時的に超えていた日もあったとの回答があった。また、担当課は、日々の労働環境を把握するために毎日 1 回、気温や湿度等を記録、報告を求めていることから、当該報告文書（中心温度記録表）の 7～9 月分を閲覧したところ、30℃を超えている日が多い状況であった。

この点、修繕の予定について担当課に質疑したところ、現時点で修繕予定は無く、大規模改修での対応を検討している旨の回答を得た。

【参考】 調理室にある空調設備



【意見】

熱中症は、気温・湿度が高い環境条件で発生する可能性が高く、厚生労働省の「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」においても、熱中症になる危ない状況として、調理場は熱源があり、エアコンが効かない環境においては、輻射熱による体温上昇が例示されている。したがって、現状の調理室では、熱中症が発生する可能性が高い労働環境と言える。

大規模改修で対応する場合にも、スポットクーラーの増設等、早期に熱中症を防ぐための労働環境の改善が望まれる。

また、労働環境の改善に際しては、厚生労働省のホームページに掲載されている「職場における熱中症予防基本対策要綱」等を参考に、WBGT（暑さ指標）等の客観的指標に基づいて改善することが望ましいと考える。

なお、空調設備に関して聴取する中で、フィルターに関するエラーブザーが鳴る不具合が生じているものの、フィルター清掃は行っており、空調設備も使用できることから専門業者に点検を依頼していなかったことが判明した。

年間の保守点検は行われておらず、原因不明なエラーブザーが鳴るなどの不具合を放置すると重大な事故や、使用可能期間の短縮につながりかねないため、安全性、経済性の観点からも専門業者による設備の点検が望まれる。

【9】 認定こども園等保健会事務局事務

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	こども施設運営課		
事業の概要	認定こども園等の保健の振興を図る。		
事業の対象	認定こども園等関係機関		
事業の目的	児童の健全育成及び児童福祉の向上を目的とする。		
令和5年度 の実施内容	事業の委託		
予算決算の 状況 (千円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算	252	303
	決算	235	284
令和5年度 財源及び支 出の内訳 (千円)	財源内訳		支出内訳
	国補助金	0	負担金、補助及び 交付金 284
	府補助金	0	
	一般財源	284	
	その他	0	

(出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート)

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	就学前教育・保育の充実
基本方針	基本方針③ 保護者が仕事と家庭を両立することができるよう、認定こども園等に通う子どもたちが健やかに育つことができる保育サービスの充実を図るとともに、寄り添い型の相談対応を行い、質の高い就学前教育・保育を総合的に提供できるよう取り組みを進めます。
目標となる指標の達成状況 (令和5年度)	講演会開催数 (計画2回、実績1回)
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	子どもたちが直面している保健に関する問題を、有識者理事からの意見を取り入れ議論を重ね解決していく。 施設見学をしながら現場の課題も把握していく。
今後の事務事業の進むべき方向性	引き続き、八尾市における認定こども園等の保健振興を図り、教育・保育施策に寄与するため事業実施していく。

(出典：事業評価シート)

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見 19) 保健会の事務局について

【事実】

認定こども園等の保健の振興を図るため、八尾市認定こども園等保健会（以下、「保健会」という。）に事業を委託している。

保健会は、昭和 54 年度に設立され、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の複数の団体が参加、各団体を取りまとめるための事務局がこども若者部こども施設運営課に設置されている。

担当課によると、事務局業務を担当する市職員の人数は管理職 1 名、係長 1 名、係員 1 名の計 3 名であり、それぞれの主な役割は、会議資料等の作成を係員が実施、係長が作成した資料の確認又は外部機関等の調整、管理職に関しては全体的な事務の統括を行っているとのことである。なお、おおよその関与時間については年間の総勤務時間に対して 5 %程度と思われるとの回答を得た。

このため、保健会事務局の業務を、市職員が一定時間従事することの正当性を確認するべく、市が関与することとなった経緯、業務の範囲、市の関与の必要性について、検討状況を確認したところ、検討状況に関する具体的な回答や、検討した記録等の提示は監査期間中なかった。

【意見】

地方公務員法第 30 条及び第 35 条には、市役所職員に関する職務専念義務が定められており、市職員が行う事務が、地方公務員法第 35 条で定める「地方公共団体がなすべき責を有する職務」の範囲外である場合には職務専念義務の趣旨に反するとの評価を受ける場合がある。

【参考】 地方公務員法

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

保健会設立以降、市の公衆衛生の政策を展開するために、従来の実務慣行等に倣い市職員は市の職務として業務を実施しているが、保健会事務局の業務に関して、業務の範囲や市の関与の在り方等について検討を進めていく必要がある。

なお、整理に際しては、地域団体に係わる事務への従事に関するルール（大阪市令和2年4月）等が参考になると考える。

＜地域団体に係わる事務への従事に関するルール 大阪市 令和2年4月より＞

Ⅱ 本市職員が従事するのが適切かどうかの基準

【判断基準】

- 1 本市が本来実施すべき事務
 - ア 地域団体が開催する会議等の場における本市の施策・事業の説明や協力の依頼、啓発等
 - イ 地域団体又はその役員等に対する本市としての表彰
 - ウ 本市が委嘱を行っている者から構成される団体が行う委嘱業務に係る事務支援及び連絡調整
 - エ 地域団体の自主的な活動に対する助言・相談対応など
 - オ 上記ア～エ以外の本市の事務
- 2 本市以外の行政主体が委嘱を行っている者から構成される団体が行う委嘱業務に係る事務支援及び連絡調整で、本市以外の実施主体との協議によって、本市が実施することが可能とされているもの
- 3 地域団体と連携・協働して実施する事業における役割分担に基づき本市が担うこととされている事務

* 地域団体：本ルールでは、地域課題の解決に取り組む「本市が委嘱を行っている者から構成される団体」、「(国など)本市以外の行政主体が委嘱を行っている者から構成される団体」及び「任意団体」を指すものとする

* 任意団体：本ルールでは、地域活動を実施することを目的として、市民等によって自主的に設立された団体を指すものとする。

(出典：大阪市ホームページ)

【10】 認定こども園等整備計画推進事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	保育・こども園課			
事業の概要	保育ニーズに対応するための認定こども園等の創設や増築、老朽化に伴う改築や大規模修繕等を行う。 また、保育所及び幼稚園が認定こども園へ移行するための整備推進を図る。			
事業の対象	私立認定こども園・私立保育所（園）・私立幼稚園・私立小規模保育施設			
事業の目的	私立認定こども園等の設置者に補助金を交付することで、負担軽減を行い施設整備を促進し、定員増による待機・保留児童の解消や子どもの安全確保を図る。			
令和5年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園等（トレジャーキッズながはた保育園、ベビースペース梓、かなで保育園、サンライズキッズ保育園曙川園）の創設 ● 認定こども園（母木保育園）の改築（令和5年～令和6年の2か年事業） ● 認定こども園（じゅじゅの森こども園）の増築（令和6年への繰越事業） 			
予算決算の状況（千円）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算	690,737	1,231,797	761,566
	決算	414,884	989,872	519,530
令和5年度財源及び支出の内訳（千円）	財源内訳		支出内訳	
	国補助金	384,919	負担金、補助及び 交付金	519,530
	府補助金	24,277		
	一般財源	14,534		
	その他	95,800		

(出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート)

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	就学前教育・保育の充実
基本方針	基本方針① 子ども・子育て支援事業計画で見込んだ保育ニーズを踏まえ、0～2歳児の受入れを中心とする入所施設等の計画的な整備などに取り組みます。
目標となる指標の達成状況 (令和5年度)	教育・保育入所受入れ枠（各年度4月1日現在） (計画9,314人、実績8,791人)
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	国の予算が大幅に減ったことにより補助金の協議が1回目で打ち切られる等、財源の確保が困難となっている。 また、地域によっては定員割れの施設も存在するなど、創設や増築などの定員増に係る整備の必要性については、より慎重に判断する必要がある。 さらには、既存施設の老朽化に伴う大規模修繕や改築についても、複数の施設から希望があがる中で、市としてどのような優先度をつけて補助を行うのか判断が難しい。
今後の事務事業の進むべき方向性	保育ニーズの動向を見極めつつ、必要に応じて、既存施設の大規模修繕や増改築等の整備を検討する。

(出典：事業評価シート)

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見 20) 事業評価の指標の追加について

【事実】

市は、当事業の「私立認定こども園等の設立者に補助金を交付することで、負担軽減を行い施設整備を促進し、定員増による待機・保留児童の解消や子どもの安全確保を図る」という目的に対して、市域全体で保育ニーズへ対応できているかを確かめるための指標として「教育・保育入所受入れ枠（各年度4月1日現在）」を設定している。

具体的には、子ども・子育て支援事業計画（令和2年度以降は後期計画）にて定める受入れ枠の確保を単年度の計画値を目標に、年度別に確保した受入れ枠を実績値としている。

指標名	教育・保育入所受入れ枠（各年度4月1日現在）			
単位	人			
指標の説明	子ども・子育て支援事業計画（令和2年度以降は後期計画）にて定める確保方策 （企業主導型保育及び八尾市認証保育施設を含む受入れ枠合計）			
年度	R3	R4	R5	R6
単年度の計画値	8,952	9,161	9,314	9,314
単年度の実績値	8,725	8,771	8,791	
単年度達成率	97.46%	95.74%	94.38%	

（出典：市提供資料）

上記指標を事業評価の一部として事業を推進した結果、概ね計画値に近い受入れ枠の確保ができており、待機児童の解消という目的の一部は達成している状況であるが、依然として保留児童は一定数存在している状況である。

令和5年4月1日現在待機児童数等

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	計	申込児童数	入所児童数
入所保留	19	93	51	26	4	193	6,566	6,373
内、待機	0	0	0	0	0	0		

（出典：令和6年度 保育利用あんない）

【意見】

当事業は、要約すると、保育ニーズに対応する認定こども園の創設や増築等という手段による待機・保留児童の解消及び施設の改修による子どもの安全確保という目的を達成するための事業であると言える。

ここで、「教育・保育入所受入れ枠」の指標が示すものは、当事業により認定こども園の創設や増築等という手段がどの程度実行できたのかという観点に対する評価であり、当事業の目的に対応するための手段に対する評価としては有用な指標であると考えられる。

しかし、待機・保留児童の解消及び施設の改修による子どもの安全確保という目的に対してどのように貢献したのかという観点の評価を行うことは、当該指標のみでは困難であると考えられるため、別途目的に対応する評価指標を設定することが望まれる。

例えば、待機・保留児童の解消に関して、待機児童は解消しているものの、保留児童は一定数存在しているという現状から、保留児童数に関連する指標を検討することが考えられる。より具体的には、0歳から2歳までの保留児童が多いことから、年齢別の保留児童数についての削減目標等を指標のひとつとすることなどが考えられる。

【11】 私立認定こども園等運営費補助事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	保育・こども園課			
事業の概要	私立認定こども園等の経営の健全化を支援することで、安定した保育サービスの供給を図るため、私立認定こども園等運営費補助金を交付し、適正な運営助成を行う。			
事業の対象	私立認定こども園、私立保育所（園）、私立小規模保育事業			
事業の目的	私立認定こども園等入所児童の安定した保育内容の維持を図る。私立認定こども園等の安定的な運営支援を行う。			
令和5年度の実施内容	私立認定こども園等運営費補助金の交付（通園バスの安全装置及びおむつの処分に係る補助を実施・ICTを活用した子ども見守りサービスについては希望がなく実施せず）			
予算決算の状況（千円）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	予算	821,049	1,091,570	902,944
	決算	764,960	993,597	719,445
令和5年度 財源及び支 出の内訳 （千円）	財源内訳		支出内訳	
	国補助金	148,688	負担金、補助及び 交付金 719,445	
	府補助金	32,541		
	一般財源	538,216		
	その他	0		

（出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート）

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	就学前教育・保育の充実
基本方針	基本方針③ 保護者が仕事と家庭を両立することができるよう、認定こども園等に通う子どもたちが健やかに育つことができる保育サービスの充実を図るとともに、寄り添い型の相談対応を行い、質の高い就学前教育・保育を総合的に提供できるよう取り組みを進めます。
目標となる指標の達成状況 (令和5年度)	認定こども園等入所児童数 (各年度4月1日) (計画6,440人、実績6,373人)
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	幼児教育・保育を取り巻く社会情勢や国・府の補助制度等の動向に対応しながら効果的な補助制度を実施する中で補助内容が複雑となっており、支給にかかる事務負担が増大している。 また、昨今の物価高騰に伴い人件費も上昇傾向にあるが、補助金は据え置かれており、補助金の単価増についての要望が強くなっている。
今後の事務事業の進むべき方向性	幼児教育・保育を取り巻く社会情勢や国・府の補助制度等の動向を注視しつつ、市民ニーズに即した効果的な補助制度を実施していくため、適宜見直しを行っていく。 多文化共生に係る取り組みとして、多言語を話す児童の保育にも対応できるよう翻訳機の補助を検討していく。 また、物価高騰に対応できるよう補助単価の見直しを検討していく。

(出典：事業評価シート)

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見 21) 行事費加算の補助対象経費の制限について

【事実】

私立認定こども園等運営費補助事業は複数の補助項目から構成されており、入所児童を対象とした行事を実施していることに対して、行事の開催に必要な経費を認定こども園等の事業者に補助する行事費加算の補助項目が存在する。

補助項目	行事費加算
対象施設	私立認定こども園、保育所及び小規模保育事業
補助要件	入所児童を対象とした行事を実施していること
補助対象経費	行事の開催に必要な経費
補助対象額	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄付金等の収入を控除した額
対象経費の実支出額	[全児童対象分] $1,940 \text{ 円} \times \text{入所児童数}$ 但し、年度途中開所の場合においては次により算定された額による。 $160 \text{ 円} \times \text{入所児童数} \times \text{開所月数}$

(出典：私立認定こども園等運営費交付金交付要綱 別表)

監査人が、各事業者からの実績報告を通査したところ、行事に関連する支出ではあるものの、八尾市財務規則第 163 条第 1 項の物品（備品）に相当する「放送設備 112,629 円」の購入を行事費加算の実績として報告している事業者が見受けられた。

行事費加算については、認定こども園が実施する行事に係る費用を補助することで、質及び量が充実した行事を事業者に実施いただくことを目的としたものであり、市としては行事の開催に必要な経費について特段制限を設けていないため、上記物品の取得についても認められるとの判断である。

【意見】

行事費加算の趣旨を鑑みると、補助対象経費については行事の開催に必要な経費に限られると考えられるが、物品（備品）についてはその性質上長期間にわたり使用することが可能であるため、補助対象の行事終了後も他の事業等へ活用することが容易である。

この点、行事費加算により取得した物品（備品）について他事業への活用を行った場合、補助金の交付目的外での使用となると考えられる。

行事費加算の補助金交付の基礎となる八尾市補助金交付規則第 23 条においては、財産処分の制限等に該当しない物品（備品）であると考えられるため、補助金の目的外使用にあたり市長の承認等は不要であるものの、補助金の交付目的外使用を容易に行うことができる状況は望ましい状況とは言えない。

行事費加算の趣旨からしても、物品（備品）を取得せずとも行事費の開催に必要な費用を補助することで事業の目的を達成することは可能であると考えられるため、行事費加算の補助対象経費について、物品の取得を制限することが望まれる。

(2) (意見 22) 処分制限期間のある財産の管理について

【事実】

私立認定こども園等運営費補助事業の一部として実施する当該事業について、こども家庭庁からの保育対策総合支援事業費補助金を財源として認定こども園等の事業者に対して補助事業を行っている。

補助項目	使用済みおむつの処分費用等支援事業
対象施設	私立認定こども園、保育所及び小規模保育事業
補助要件	(1) 施設において使用済みおむつの処分を行い、使用済みおむつの保管用のゴミ箱の購入等を行っていること。 (2) 施設において使用済みおむつの処分を行っていること。
補助対象経費	(1) 使用済みおむつの処分費用等支援事業を実施するために必要な工事請負費、備品購入費 (2) 事業実施に必要な経費
補助対象額	補助対象経費の総額から利用者負担金、寄付金等の収入を控除した額
対象経費の実支出額	(1) 使用済みおむつの処分に必要な備品購入等を行う事業 1 施設 1,029,000 円 (2) おむつ処分費用に係る補助事業 250 円×実施月数(※)×3号利用定員数 ※令和5年度は最大6か月とする。

(出典：私立認定こども園等運営費交付金交付要綱 別表)

保育対策総合支援事業費補助金交付要綱第6条及び子ども家庭庁告示第9号において、事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、処分制限期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認によらない目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保提供、廃棄が制限されているが、当該補助事業にて取得した財産に関して、担当課では処分制限対象となる財産を把握していなかった。

また、担当課は、各事業者に対して財産に対する処分制限期間の定めがある点、補助金交付申請あるいは交付決定の際に説明等を行っていなかった。

【意見】

処分制限期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令における耐用年数に類するものであり、最低2年以上、財産の種類によっては60年の長期間の処分制限期間が設けられていることから、各事業者の処分制限に対する認識が不十分である場合、処分制限期間内に誤った目的外使用や処分等を行ってしまう可能性がある。

したがって、担当課は、各事業者に対して、補助金交付申請あるいは交付決定の際に処分制限期間がある旨の説明及び、管理台帳等の整備による処分制限期間内の適切な管理を求めることが望ましい。

また、担当課においても各事業者が取得した財産の取得年度、処分制限期間終了年度がわかる台帳等を整備し、処分制限期間到来時の財産の状況を確認することが望ましい。

【12】 保育士確保支援事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	保育・こども園課			
事業の概要	市内私立認定こども園等における保育士確保を支援することを目的として、市内私立認定こども園等に新たに正規職員として採用される保育士等に対して補助を行う。また、保育士就職フェアを開催するほか、民間就職フェアへの出展、採用・定着セミナーの開催、保育士応援パスポート、保育の職場体験・普及啓発に関する事業等の取り組みを実施していく。			
事業の対象	私立認定こども園等での就職を希望する人や私立認定こども園等の新規採用保育士等			
事業の目的	保育卒の拡大及び認定こども園等の安定的運営と保育の質向上を図る。			
令和5年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育士確保事業費補助金の交付、見直し検討 ● 保育士宿舍借り上げ支援事業の実施 ● 保育士就職フェアの開催 ● 採用セミナーの開催 ● 保育士応援パスポートの配布 ● 保育の職場体験・普及啓発に関する事業の実施（協定による） ● 保育士・保育所支援センターに関する検討 			
予算決算の状況（千円）		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	予算	104,979	104,979	101,481
	決算	80,754	85,910	88,409
令和5年度財源及び支出の内訳（千円）	財源内訳		支出内訳	
	国補助金	49,417	負担金、補助及び	88,409
	府補助金	0	交付金	
	一般財源	38,792		
その他	200			

(出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート)

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	就学前教育・保育の充実
基本方針	<p>基本方針③</p> <p>保護者が仕事と家庭を両立することができるよう、認定こども園等に通う子どもたちが健やかに育つことができる保育サービスの充実を図るとともに、寄り添い型の相談対応を行い、質の高い就学前教育・保育を総合的に提供できるよう取り組みを進めます。</p>
目標となる指標の達成状況 (令和5年度)	<p>私立認定こども園等の新規採用保育士数 (計画 183 人、実績 180 人)</p>
施策目標達成への貢献度	<p>どちらかといえば貢献をした</p>
課題	<p>全国的な保育士不足の中、保育士の確保については今後も支援が必要と思われ、継続的な財源確保が課題となる。</p> <p>一方で、今後は大規模な新規施設の創設等は予定されておらず、既存施設においても児童数は減少していくため、保育士不足の状況も変化していくことが想定される。</p> <p>いつまで行政が費用を投じて、保育士確保策を実施するのか検討していかなければならない。</p>
今後の事務事業の進むべき方向性	<p>全国的な保育士不足の中、園の安定的な運営や受け入れ枠の拡大と保育の質の確保のために、引き続き補助金制度を実施していく。</p> <p>さらに、社会福祉協議会とも連携しながら多様な方策を検討していきたい。</p>

(出典：事業評価シート)

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見 23) 事業推進にあたり必要な保育士の水準について

【事実】

当事業の目的は、「保育枠の拡大及び認定こども園等の安定的運営と保育の質向上を図る」ために十分な保育士を確保することにある。

特に保育枠の拡大及び認定こども園等の安定的運営という目的に対応するために当事業を行うにあたっては、各施設において十分な保育士を確保できているかの把握、つまりは市が求める保育士数の水準の設定及びその水準に対する不足数の定量的な把握が必要であるが、市は、求める保育士数の水準の設定及びその水準に対する保育士の不足数の定量的な把握のための取り組みは行っておらず、なぜ保育枠の拡大及び認定こども園等の安定的運営に対して当事業を実施すべきなのかという前提が明確ではない。

【意見】

当事業の目的を鑑みると市が求める保育士数の水準の設定及びその水準に対する不足数を把握することは事業の目的の前提条件であり、仮に保育枠の拡大及び認定こども園等の安定的運営に対して現時点で保育士が十分確保できている状況であった場合、当事業の実施目的を改めて検討する必要があると言える。

また、具体的な水準の設定にあたっては、私立認定こども園等運営費補助事業における加配の補助がある保育士の影響を除外した上で、保育枠の拡大及び認定こども園等の安定的運営の観点から市として求める水準を検討することが望ましい。

(2) (意見 24、25) 事業評価の指標の見直しについて

【事実】

当事業の目的は「保育枠の拡大及び認定こども園等の安定的運営と保育の質向上を図る」ことにあり、保育士の不足が保育枠の拡大の制約とならないこと、保育士への直接の補助等により質の高い保育士を確保することを目的としている。

市は、上記目的に対して、市域全体で保育ニーズへ対応できているかを確認するための指標として「私立認定こども園等の新規採用保育士数」及び「説明会参加者数」を設定している。

指標名	私立認定こども園等の新規採用保育士数			
単位	人			
指標の説明	平均採用人数3人×施設数（分園含む。幼稚園除く。令和3年度から小規模保育事業含む）			
年度	R3	R4	R5	R6
単年度の計画値	162	177	183	195
単年度の実績値	150	171	180	
単年度達成率	92.59%	96.36%	98.36%	

（出典：市提供資料）

指標名	説明会参加者数			
単位	人			
指標の説明	参加法人数（20法人）×3人 ※令和5年度から「参加法人数×3人」の計画値とする（～令和4年度：市内法人数×3人）			
年度	R3	R4	R5	R6
単年度の計画値	99	105	60	60
単年度の実績値	55	57	30	
単年度達成率	55.55%	54.28%	50%	

（出典：市提供資料）

上記指標を事業評価の一部として事業を推進した結果、新規採用保育士数については計画値に近い採用数の確保ができており、説明会参加者数については、計画値の約半分程度の実績値となっている。

【意見 24】 既存の事業評価指標の目的適合性について

当事業の目的は、保育卒の拡大及び認定こども園等の安定的運営と保育の質向上を図ることにあるが、「私立認定こども園等の新規採用保育士数」の指標における平均採用人数3人×施設数とした具体的な理由が不明確であり、人数が増えることによる保育の質向上には一定の効果はあると考えられるものの、保育卒の拡大及び認定こども園の安定的運営にどのように寄与しているかが不明瞭である。

したがって、目的に対応する保育士の充足数あるいは不足数を定義した上で、必要な新規採用保育士数を目標値のひとつとすることが望ましい。

また、説明会参加者数についても、当事業の実施に対する成果指標のひとつではあるが、そもそも説明会の実施が保育士の確保につながっているかを把握するために、もう一段上の成果指標として、説明会参加者が実際に採用につながっているかという観点を含む成果指標を設定することが望ましい。

【意見 25】 事業評価指標の十分性について

当事業は説明会の開催や保育士への直接の補助等、複数事業が混在する事業であるため、結果である新規採用保育士数や説明会への参加者数のみでなく、当事業のうち、どの事業が実際に魅力的であったのかという観点を含む成果指標を追加することが望ましい。

なお、これらの観点を把握するためには、説明会参加者の把握から市内へ就職した者の追跡や、就職者及び当事業の活用者に対するアンケートの実施等、事業の目的に資する成果指標の設定と合わせた情報の収集が必要となる。

【13】 施設型給付・指導事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	保育・こども園課			
事業の概要	子ども・子育て支援法に基づく確認並びに同法に基づく施設型給付費、地域型保育給付費の支給を行う。預かり保育事業の実施施設や幼稚園等に対して施設等利用費を支給する。また、適正な事業実施を確保するために、特定教育・保育施設等に対して指導監査を行う。			
事業の対象	私立認定こども園、私立保育所（園）、私立小規模保育施設、私立幼稚園、預かり保育事業実施施設			
事業の目的	施設の安定的運営と保育の質向上を図る。			
令和5年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設型給付費、施設等利用費及び地域型保育給付費の支払い ● 特定教育・保育施設等に対する実施指導の実施 ● 集団指導の実施（法改正内容の周知、不適切保育の抑制等） 			
予算決算の状況（千円）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	予算	7,297,130	7,691,128	8,217,969
	決算	7,176,325	7,466,201	8,160,900
令和5年度財源及び支出の内訳（千円）	財源内訳		支出内訳	
	国補助金	3,669,391	負担金、補助及び交付金	8,160,900
	府補助金	1,736,342		
	一般財源	2,672,883		
	その他	82,283		

（出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート）

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	就学前教育・保育の充実
基本方針	基本方針③ 保護者が仕事と家庭を両立することができるよう、認定こども園等に通う子どもたちが健やかに育つことができる保育サービスの充実を図るとともに、寄り添い型の相談対応を行い、質の高い就学前教育・保育を総合的に提供できるよう取り組みを進めます。
目標となる指標の達成状況 (令和5年度)	認定こども園等入所児童数（各年度4月1日） (計画6,440人、実績6,373人)
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	令和6年度以降に保育教諭等の配置基準の見直しによる加算の新設や「こども誰でも通園制度」の実施が進められており、今後の国の動向を注視しながら、制度改正等に円滑に対応していく必要がある。
今後の事務事業の進むべき方向性	令和6年度以降に保育教諭等の配置基準の見直しによる加算の新設や「こども誰でも通園制度」の実施が進められており、今後の国の動向を注視しながら、制度改正等に円滑に対応していく必要がある。

(出典：事業評価シート)

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見 26) 保育・教育施設からの給付費申請システムの導入について

【事実】

施設型給付費は、児童数や職員配置状況から定められる公定価格に基づき算定され、市が私立認定こども園、私立保育所等施設に給付する。公定価格には基本額（児童1人あたり金額）と各種加算等（職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じた加算等）が含まれる。

施設は年に2回、担当課が表計算ソフトを利用して作成した加算申請書様式に、請求の基となる児童数、職員配置状況等を入力し、担当課に提出する。請求書は毎月、担当課が作成した様式に、施設が児童数や職員配置状況等に応じた各種加算の有無等の見込みを入力し、担当課に提出する。

担当課では、施設が提出した請求書の内容が適切であることを確認し、算出された給付金額が適切であることを確認している。各種加算等の申請内容は、担当課の主担当と副担当の2名で確認し、修正が必要な場合は施設に対して確認を実施している。毎月の給付費は概算により算出されており、各種加算等の確定後は、年度末に4月に遡り積算し、給付費の精算を行っている。

各種加算等の認定や算定の要件は複雑であり、市内約50の施設について、一度の申請に対して複数回修正のやり取りが施設と担当課との間で生じている。各種加算等について担当課での確認に多くの労力を要しており、施設数が年々増加していることから事務負担も比例して増加していく傾向にある。また、担当課が表計算ソフトを利用して作成した様式について、制度等が変更になった場合には、これらを手で修正しなければならず、給付額の算定を誤る可能性がある。

この点、例えば、他自治体（千葉県市川市、大阪府池田市等）において、施設が直接クラウドシステムに請求内容を入力し、即時に施設と担当課が給付内容や給付額をオンライン上で確認できるシステムを導入することで、施設型給付にかかる業務を効率化している事例があるが、担当課においてはこうした業務効率化の方策についてこれまで検討がなされていない。

【意見】

担当課における煩雑な事務負担を削減するため、請求関係書類のチェック作業が最小限となるような仕組みを導入することが望ましい。前述のシステム導入といった方策を含め、費用対効果を勘案の上、業務効率化を図るべきである。

その際、国の保育現場での DX の推進に向けた調査研究事業によると、施設型給付に関する全国統一のシステム導入が検討されており、担当課は国の取り組みも踏まえて業務効率化を検討することが望ましい。仮に、システム導入をする場合は、施設と担当課の間の修正のやり取りを削減できるよう、施設側での入力時点でエラーチェックが実施されるような仕組みや、給付額の算定から支出処理まで一括で連携するような仕組みを組み込むことも検討されたい。

【14】 幼児教育・保育の無償化対応事務

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	保育・こども園課			
事業の概要	<p>子ども子育て支援法の一部改正内容に加え、市独自分を含む幼児教育・保育無償化事務を実施する。</p> <p>無償化対象児童への「施設等利用給付認定」を行い、対象児のうち、認可外保育施設等利用者等への償還事務等を実施する。</p> <p>また、多様な集団活動事業を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行う。</p>			
事業の対象	0～1歳児（非課税世帯）、2～5歳児の幼児教育・保育の無償化にかかる対象者			
事業の目的	国の幼児教育無償化方針に則り、法に規定された幼児教育の負担軽減を図ることで、制度の趣旨である生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を充実する。			
令和5年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設等利用給付認定を実施 ● 利用料の償還事務（認可施設等への代理受領方式による給付分を除く） ● 地域就学前集団活動利用支援給付事務 			
予算決算の状況（千円）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	予算	66,714	91,907	94,375
	決算	89,557	93,345	69,258
令和5年度財源及び支出の内訳（千円）	財源内訳		支出内訳	
	国補助金	19,241	負担金、補助及び 交付金	69,258
	府補助金	17,550		
	一般財源	32,466		
	その他	0		

（出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート）

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	就学前教育・保育の充実
基本方針	基本方針③ 保護者が仕事と家庭を両立することができるよう、認定こども園等に通う子どもたちが健やかに育つことができる保育サービスの充実を図るとともに、寄り添い型の相談対応を行い、質の高い就学前教育・保育を総合的に提供できるよう取り組みを進めます。
目標となる指標の達成状況 (令和5年度)	認定者数 (計画 950 人、実績 1,078 人)
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年9月より新しい保育システムの導入を行ったため、そのシステムを最大限活用し、事務運用の業務改善を図る。 ● 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の期限切れ前のフォロー（郵送、電話）が必要な保護者が一定数存在するため、早い段階で対象保護者には連絡を取る等の整理を行う。
今後の事務事業の進むべき方向性	国の制度としての保育料無償化及び市独自の2歳児無償化については、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るものとして継続して行うべき事業と考える。制度は年々複雑化しているため、保護者への丁寧な情報提供を心掛けつつ、令和3年9月に導入した新しい保育システムを利用しながら、保護者の事務負担がなるべく生じないよう改善を進めていく。

(出典：事業評価シート)

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見 27) 事業評価の指標の見直しについて

【事実】

市は、当事業の「国の幼児教育無償化方針に則り、法に規定された幼児教育の負担軽減を図ることで、制度の趣旨である生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を充実する。」という目的に対して、幼児教育・保育の無償化制度を周知できているかを確認するための指標として「新たな施設等利用費を受けるために新認定を受けた人数」及び「認可外保育施設等の償還件数」を設定している。

指標名	認定者数			
単位	人			
指標の説明	新たな施設等利用費を受けるために新認定を受けた人数			
年度	R3	R4	R5	R6
単年度の計画値	950	950	950	950
単年度の実績値	1,119	1,295	1,078	
単年度達成率	117.78%	136.31%	113.47%	

(出典：市提供資料)

指標名	認可外保育施設等の償還件数			
単位	件			
指標の説明	1人1か月分で1件とカウント			
年度	R3	R4	R5	R6
単年度の計画値	750	1,500	1,500	1,500
単年度の実績値	2,569	2,921	2,376	
単年度達成率	342.53%	194.73%	158.40%	

(出典：市提供資料)

担当課によると、「新たな施設等利用費を受けるために新認定を受けた人数」の計画値は、幼稚園型認定こども園の1号在籍児童数をベースに算定されており、1号在籍児童数が減少傾向にあることから計画値の引き上げは予定されていない。ま

た、「認可外保育施設等の償還件数」は、令和2年9月より市独自施策として2歳児課税世帯の無償化を開始したこと等により年間の償還件数の増加が見込まれたことで、令和4年度の計画値を増加させている。直近の償還件数を踏まえ、計画値の引き上げは検討予定とされている。

上記指標を目標の一部として事業を推進した結果、計画値を上回る認定者数、償還件数で推移しており、幼児教育・保育の無償化制度自体の周知という目的は達成している状況である。

他方、施設等利用費の償還払いの事務手続において、利用者から提出される「施設等利用費請求書（償還払い用）」（以下、請求書と記載）の不備により書類の訂正や再提出が生じることがある。請求書の不備の内容としては、請求者の名前と口座名義人が異なる、対象児童の名前の間違い、口座番号の間違い、請求されている年月に施設等利用給付認定を受けていない、といったものがある。担当課では、窓口で利用者から請求書の提出を受けた段階で、担当者がチェック表を基に記載事項に不備がないかを確認し、不備がある場合はその場で書類の訂正や再提出を利用者に伝えている。近年は、窓口での受付時点で不備を発見できているため、請求書が受理された後での訂正や再提出件数はゼロとなっているが、請求書受理後に不備が発見された場合、施設等利用費の償還払いが遅れるなど利用者への不都合が生じる可能性がある。

【意見】

幼児教育・保育の無償化制度自体の周知は達成していると考えられるが、制度を必要とする利用者に対して適切な対応ができているかを測定するため、施設等利用費の償還請求に対して、請求書受理後に不備が生じた件数がゼロで推移していることを事業評価の指標として設定することが望ましい。

なお、前述のとおり、近年請求書受理後の不備は生じていないものの、窓口での受付時点では不備が発見されている。窓口でのチェック業務負担軽減のため、事前に市の幼児教育・保育無償化の申請手続きに関するHP等で、請求書の記載例や不備の生じやすい項目を利用者に対し周知しておくことも有効であると考えられる。

【15】 病児保育事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	保育・こども園課			
事業の概要	<p>【病児対応型】 病気回復期または病気回復期に至らないが当面症状の急変が認められない状態にあり、集団での保育が困難な児童を専用スペースにて保育する。</p> <p>【体調不良児対応型】 事業実施認定こども園等に通所しており、保育中に体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、当該施設の専用スペース等で保育する。</p>			
事業の対象	上記状態の児童（病児対応型は10歳未満まで、体調不良児対応型は当該施設の在園児）			
事業の目的	子どもが病気の際に、保護者が就労している等により自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、病院・認定こども園等で病気の児童を一時的に保育することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。			
令和5年度の実施内容	● 事業実施にかかる補助金の支給（病児対応型・体調不良児対応型）			
予算決算の状況（千円）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	予算	119,103	130,960	147,726
	決算	94,947	110,739	119,306
令和5年度財源及び支出の内訳（千円）	財源内訳		支出内訳	
	国補助金	44,771	負担金、補助及び	119,306
	府補助金	39,768	交付金	
	一般財源	34,767		
その他	0			

（出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート）

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	就学前教育・保育の充実
基本方針	<p>基本方針③</p> <p>保護者が仕事と家庭を両立することができるよう、認定こども園等に通う子どもたちが健やかに育つことができる保育サービスの充実を図るとともに、寄り添い型の相談対応を行い、質の高い就学前教育・保育を総合的に提供できるよう取り組みを進めます。</p>
目標となる指標の達成状況 (令和5年度)	<p>病児対応型延利用日数 (計画 900 日、実績 686 日)</p>
施策目標達成への貢献度	<p>どちらかといえば貢献をした</p>
課題	<p>体調不良児対応型については、実施には専任の看護師等の配置が必須であり、看護師の人材確保及び雇用に左右されるところが大きい。</p> <p>国において、病児保育事業の広域利用を促進しているが、広域市町村の負担割合等については自治体任せとなっているため進まない。広域利用者の取り扱いが検討課題となり得る。</p>
今後の事務事業の進むべき方向性	<p>病児対応型については、これまで2施設のみでの実施であったが、令和6年度に、実施意向のある施設に施設整備補助及び運営費補助を行い、新規開設する。</p> <p>体調不良児対応型については、実施施設数が伸びているが、施設の実施意向を確認しながら、引き続き実施施設数の増加を図る。</p>

(出典：事業評価シート)

(3) 病児保育について

市内に居住する児童で、病気で当面病状の急変が認められない状態にあり、かつ、保護者の勤務の都合や社会的に止むを得ない事由により、家庭で保育を行なうことが困難な乳児・幼児又は小学校に就学している児童を対象に、病児保育施設での看護、保育を実施している。

令和5年度においては、病院併設型1施設、認定こども園併設型1施設の計2施設の運営であった。利用時間、利用料、利用方法等は以下のとおりである。

実施施設

実施施設・対象等						
施設名	所在地	電話番号	対象	定員	利用料	保育日時
八尾徳洲会総合病院 モコモコ保育室	若草町1番17号	072-993-8869 病児保育室直通 午前8時～午後6時 072-993-8576 午後6時～午後8時 の予約は院内保育室まで	3か月～9歳まで	9名程度	0歳から2歳まで 2,400円 3歳以上 1,400円 ※別途、利用時間にかかわらず飲食費600円が必要です。	月～金曜日 (土・日・祝日・年末年始は休み) 午前8時～午後6時 ※利用初日は、午前9時からの診察後の入室となります。
認定こども園 マリア保育園	若林町一丁目22-5	072-920-2300 午前8時～午後6時	24か月～就学前まで	3名程度	0歳から2歳まで 2,400円 3歳以上 1,400円 ※別途、利用時間にかかわらず飲食費600円が必要です。	月～金曜日 (土・日・祝日・年末年始は休み) 午前8時～午後6時

利用方法

利用登録申請は、毎年度必要です。

利用方法・登録に必要なもの等			
施設名	登録方法	登録に必要なもの	利用方法
八尾徳洲会総合病院 モコモコ保育室	利用日当日に施設にて受け付けます。	・利用登録申込書 ・住民票（世帯全員記載のもの）あるいは住所を確認できる書類（こども医療証・運転免許証・パスポートなど）	・利用希望施設に、電話予約をしてください。 ※予約は原則前日まで(当日の場合は午前9時まで)。
認定こども園 マリア保育園	施設にて事前の登録と面談が必要です。	・利用登録申込書 ・住民票（世帯全員記載のもの）あるいは住所を確認できる書類（こども医療証・運転免許証・パスポートなど）	・利用希望施設に、電話予約をしてください。 ・かかりつけ医へ行き、診察を受けて「意見書」を書いてもらってください。

(出典：市ホームページ)

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見 28) 病児保育施設の整備について

【事実】

病児保育施設の存在意義は、児童が発熱等の急な病気となり、保護者が家庭において看護できない場合の受け皿として児童を預ける場所を確保することで、共働き家庭の仕事と子育ての両立を支援することにあると考えられる。令和5年度の市における病児保育の実施施設は2施設であったが、施設別の延利用日数は下表のとおりとなっていた。

令和5年度 病児保育施設別の延利用日数

施設名	延利用日数 (単位: 日)
八尾徳洲会総合病院 モコモコ保育室 (利用定員9名)	681
認定こども園マリア保育園 (利用定員3名)	5

(出典: 担当課提出資料を基に監査人作成)

認定こども園マリア保育園では、令和5年度の病児保育の延利用日数が5日と有効に活用されていない状況にあった。これは、新型コロナウイルス感染症の流行等により施設を閉鎖した期間があった影響とのことである。

なお、担当課として、病児保育の実施意向のある施設に対しては施設整備補助等を行い、病児保育施設数を増やしていく方向で検討しており、令和6年8月より新たな病児・病後児保育施設として、木村小児科病児保育室を開設している。

また、市内には企業主導型の病児・病後児対応型保育施設も設置されている。

【意見】

担当課は、病児保育施設数を増やしていく方針であるが、病児保育施設の整備にあたっては病児保育に対する利用者のニーズをより十分に把握し、現状の施設数の

十分性や必要となる施設数について検討し、利用者のニーズを満たすキャパシティを有する病児保育施設を整備することが望まれる。

市では子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、就学前児童の保護者向けアンケートにて、病児保育を利用した日数や今後病児保育を利用したいと考える日数についての質問を実施することで病児保育に一定のニーズがあることを把握している。しかしながら、病児保育を利用した（利用しなかった）理由や、病児保育利用者の満足度やサービスの改善点を深掘りするような質問は設けられていなかった。例えばこうしたアンケートの結果、地域別にニーズに偏りが見られるような場合には、ニーズの多い地域に病児保育施設を増やすといった対応を図るなど、アンケートの結果を基に適切な病児保育施設数の整備につなげることが有用と考える。

例えば、アンケート項目としては以下のようなものが考えられる。

● 病児保育を利用したことがない、又は利用したくない理由を教えてください。
● どのような形態の病児保育サービスがあったら良いと思いますか。（選択肢：病院併設型、居宅訪問型、送迎サービスのある病児保育施設）また、その選択肢を選んだ理由を教えてください。
● 病児保育を利用した上で、改善点がある場合教えてください。

他に、例えば、現在開設されている病児保育施設にて利用予約を断っている件数を、担当課として把握することで利用者のニーズを測る助けになると考える。

今後も感染症の流行時等にも安心して子育てができるように、社会インフラとして適切なキャパシティを有する病児保育施設の設置・運営に取り組んでもらいたい。

（２）（意見 29）病児保育事業に従事する職員に対する研修の実施検討

【事実】

国の「病児保育事業実施要綱」において、病児保育事業に従事する職員については、下記のとおり、病児・病後児保育研修を受講し、資質の向上に努めることとされている。

病児保育事業実施要綱より抜粋

9 研修

病児保育事業に従事する職員については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」に定める病児・病後児保育研修を受講し、資質の向上に努めること。

当該研修の実施主体については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」の別添4「多様な保育研修事業実施要綱」において、下記のとおり示されている。

多様な保育研修事業実施要綱より抜粋

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）、都道府県知事若しくは市町村長（以下「都道府県知事等」という。）の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

都道府県知事等は当該研修事業を適切に実施できると認める指定保育士養成施設や社会福祉協議会、民間団体等（以下「委託研修事業者」という。）に委託できるものとする。

担当課によると、病児保育事業に従事する職員は、コロナ禍の期間を除き、全国病児保育協議会等が実施する研修を受講しているが、前述の要綱で求められている研修は受講していないとのことである。また、市として病児・病後児保育研修を実施しておらず、研修事業者の指定や委託についても行っていない。担当課によると、大阪府においても研修の実施や、研修事業者の指定や委託を行っていないとのことである。

【意見】

国の「病児保育事業実施要綱」及び「多様な保育研修事業実施要綱」に基づき、保育者の資質向上のため、大阪府又は八尾市が、研修を実施するか、又は研修事業者の指定あるいは委託を行うことが望ましい。担当課としては、市の病児保育施設は令和5年度時点で2施設であり、2施設のみのために市単独で研修を実施することは非効率であり、都道府県において広域で実施されるべきものであるとの考えであるが、要綱の趣旨を鑑み、市として指定保育士養成施設や社会福祉協議会、民間団体等への委託を検討してはいかがだろうか。

なお、大阪府の二次医療圏（東大阪市・八尾市・柏原市）や大阪府全域などの広域での研修実施、又は研修事業者の指定あるいは委託が検討される場合には、八尾市も連携することが有効と考える。

(3) (意見 30) 実績報告書の記載誤り

【事実】

私立認定こども園等運営費補助金交付要綱別表において、病児保育事業（体調不良児対応型）の補助項目が規定されている。

当該補助金に係る実績報告書等の提出書類を確認したところ、認定こども園A園において支出済額（年額）2,679,216円、補助対象額2,568,696円と金額の不整合が生じていた。この結果として、補助金額が110,520円過少となっていた。

施設は、担当課が表計算ソフトを利用して作成した実績報告書様式に、請求の基となる看護師等の配置状況、人件費支出済額等を入力し、担当課に提出する。この実績報告書様式には、支出済額が入力されると自動的に補助対象額にも集計される数式が組み込まれている。そのため、担当課において実績報告書様式にパスワードによる保護をかけており、施設側では実績報告書上で行の追加等の編集はできない仕様となっている。しかしながら、認定こども園A園の実績報告書は何らかの形で保護が解除され、担当看護師等の配置状況記載箇所に行が追加されていた。この結果、追加された行に担当看護師の氏名や支出済額110,520円が記載されていたが、後から行が追加された関係で補助対象額への集計用の数式が未入力となっており、結果として補助対象額の集計が漏れることとなった。

この点、施設が提出した実績報告書における上記の記載誤りを、担当課での確認作業時に発見できず、監査人による書類の閲覧過程で発見した。

【意見】

今回発見された実績報告書の記載誤りは補助金額が過少となるものだったが、補助金額が過大となるような誤りについても担当課での確認不足を原因として発見できない可能性がある。今後は実績報告書の記載に誤りがないか担当課においてダブルチェック等により確認するとともに、誤りがあった場合には、施設に対し適切に修正するように指導する必要がある。また、例えば以下のように実績報告書の様式を整理することを検討するべきである。

- 施設における実績報告書への入力時に誤りが生じることのないよう、実績報告書の保護を解除できない様式とすること。
- 実績報告書の記載誤りを適時に発見できるよう、補助対象額が支出済額等と整合しない場合にはエラー表示される数式を組み込むこと。

【16】 障がい児保育支援事業（私立認定こども園等）

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	保育・こども園課			
事業の概要	障がいのある児童（3～5歳児）、配慮が必要な児童（0～2歳児）、医療的ケア児を受け入れる私立認定こども園等に対し、加配保育士や看護師等の人件費補助等を行うことにより、受入体制の構築を図る。			
事業の対象	障がい児、要配慮児、医療的ケア児を受け入れている認定こども園等			
事業の目的	障がい児、要配慮児、医療的ケア児を私立認定こども園等にて集団保育することにより、児童の心身の発達を促す。			
令和5年度の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい児保育（医療的ケア児受入れを含む）にかかる補助事業の実施 ● 1施設6名までであった障がい児の受入枠を拡大する等の補助事業の見直し実施 			
予算決算の状況（千円）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	予算	478,200	538,096	748,472
	決算	485,629	502,547	703,417
令和5年度財源及び支出の内訳（千円）	財源内訳		支出内訳	
	国補助金	7,611	負担金、補助及び交付金	703,417
	府補助金	1,088		
	一般財源	631,028		
	その他	63,689		

（出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート）

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	就学前教育・保育の充実
基本方針	基本方針④ 障がいのあるなしにかかわらず、多様な子どもたちがともに育ちあう環境づくりを進めるため、関係機関との連携強化や職員体制及び研修制度の充実を図り、子ども一人ひとりに応じた就学前教育・保育の提供に取り組みます。
目標となる指標の達成状況 (令和5年度)	事業実施施設数 (計画 43 施設、実績 34 施設)
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	医療的ケア児については受け入れを行う施設が少なく、供給が追い付いていない。引き続き、既存施設での医療的ケア児の受け入れに係る交渉を行う必要がある。
今後の事務事業の進むべき方向性	障がい児保育を実施するため引き続き私立認定こども園等への補助を行う。

(出典：事業評価シート)

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

本事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

第6 おわりに

八尾市では「第6次総合計画」（対象年度：令和3年度から令和10年度）を策定し、将来都市像を「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾」と掲げ、様々な施策に取り組んできている。しかし、「新型コロナウイルス感染症」の影響もあり、財政的な環境は厳しく、他の地方自治体と同様に「人口減少と高齢化」の課題に直面しており、さらにこれを起因とする「労働力不足」にも悩まされている。

こうした中で、私は令和4年度において、財政的な課題に関連して「財産の管理及び運用に係る事務の執行」を、令和5年度においては、労働力不足に関連して「産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行」を、さらには、当年度、令和6年度においては「子ども・子育て支援施策に係る事務の執行」をテーマとして取り上げた。これらの監査の指摘への取り組みを通じて「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市」が実現できることを期待する。

当年度のテーマである「子ども・子育て支援施策」は、人口減少傾向にある八尾市における大変重要な施策である一方で、多様化した住民ニーズへの対応等のため、その支出負担が増額している。こうした厳しい環境下において、当報告書においては、よりよい施策の実現のために「事業計画、評価の仕組みに関する提案」「利用者の声を適時に反映しやすくする仕組みの提案」などを意見している。さらに、施策の担い手に関しては、市職員が直接実施するだけでなく、民間事業者、非営利法人などへの運営委託契約締結など多様な選択肢があるが、当報告書においては「運営事業者の管理事務に関する課題」も若干、発見している。市の子どもの安全、子育ての充実のためには運営事業者に対する適切なモニタリングに取り組んでいただきたい。

今回、令和5年度を中心とした市の財務事務を対象として監査を実施したものの、今後、人口動向、住民ニーズの変化等により、子ども・子育て支援施策の変化も求められよう。例えば、施設の老朽化対策や公立園・民間園の設定バランスなど、民間事業者の経営を圧迫しないような最適な需給バランスを検討していくことも中長期的な課題として検討いただきたいと考える。また、子どもの Well-Being に関し、いじめ・虐待関連の事業もさらに重要視されることになろうが、こうした取り組みも継続して充実していただきたいと考える。今後とも、子どもたちが笑顔ですくすくと育つことができる成長都市として取り組んでいただきたい。

最後に、日常の激務をこなしながら、本監査に真摯に対応いただいた各部課の方々に深く感謝する。

以上